

# 平成27年第3回長南町議会定例会

議事日程(第2号)

平成27年9月15日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(13名)

1番	岩瀬康陽君	2番	御園生明君
3番	松野唱平君	4番	河野康二郎君
5番	森川剛典君	6番	大倉正幸君
7番	板倉正勝君	8番	左一郎君
9番	加藤喜男君	10番	仁茂田健一君
11番	丸島なか君	12番	和田和夫君
14番	松崎剛忠君		

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	副町長	麻生由雄君
教育長	片岡義之君	会計管理者	常泉秀雄君
総務課長	田邊功一君	企画政策課長	田中英司君
財政課長	土橋博美君	税務住民課長	唐鎌幸雄君
保健福祉課長	荒井清志君	産業振興課長	岩崎彰君
農地保全課長	松坂和俊君	建設環境課長	岩崎利之君
ガス課長	大杉孝君	学校教育課長	永野真仁君
学校教育課主幹	浅生博之君	給食所長	中村義貞君
生涯学習課長	石野弘君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 大塚 孝一 書記 鈴木 直幸  
書 記 片岡 勤

---

### ◎開議の宣告

○議長（板倉正勝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまから、平成27年第3回長南町議会定例会第5日目を開会いたします。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（板倉正勝君） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

---

### ◎一般質問

○議長（板倉正勝君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、お願いいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承をお願いします。

今定例会の一般質問通告者は7人です。

なお、一般質問につきましては、一問一答方式により行います。

念のため、内容についてここで確認します。

質問者は、質問席に移動し、要旨ごとに質問し、答弁者は、自席で答弁します。質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。制限時間は、原則1人1時間以内とします。

以上です。

通告順に発言を許します。

---

### ◇ 岩 瀬 康 陽 君

○議長（板倉正勝君） 初めに、1番、岩瀬康陽君。

[1番 岩瀬康陽君質問席]

○1番（岩瀬康陽君） 1番、岩瀬でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告どおり質問をさせていただきます。

それでは、初めに、道路整備について伺います。

初めに、都市計画道路についてであります。

町の経済の発展及び活性化には、将来を見据えた道路ネットワークの整備が不可欠であります。本町では、平成25年4月の圏央道の供用開始により、都心や羽田空港への時間が大幅に短縮され、交通利便性が高まったところであります。また、県内外からのゴルフ場利用客や観光客なども増加して、本町経済へのますますの波及効果が期待される所であります。

したがって、本町といたしましては、この圏央道の効果を確かなものとするために、さらなる道路ネッ

トワークの構築を推進していく必要が肝要であります。

そこで伺います。

この圏央道を町の背骨として、本町の幹線道路網を構成する国道409号、長南バイパス線は、平成5年に都市計画決定されて既に22年以上が経過しております。現在の進捗状況、及び町は本道路の位置づけをどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

建設環境課長、岩崎利之君。

○建設環境課長（岩崎利之君） それでは、ただいまの岩瀬議員さんの質問に対して、お答えをさせていただきますと思います。

都市計画道路の国道409号、また長南バイパス線の進捗はどうかと、それに伴う本道路の位置づけを町はどのように考えているかというようなところでございますが、まず国道409号につきましては、房総中央を横断する主要幹線道路でございます、圏央道の茂原長南インターチェンジにアクセスし、通勤、通学、医療、運輸などの重要な役割を担っている非常に重要な道路でございます。

ご質問にございます国道409号の都市計画道路区間につきましては、現在のところ、事業主体の千葉県において事業化がされておきませんが、圏央道の開通に伴う交通量や車両の大型化が増加し、通学路としても危険な状況にありますので、歩道整備や交差点改良を含む事業化に向けた要望活動を今後とも続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

また、長南バイパス線につきましては、県道長柄大多喜線のバイパスの役目を担い、混雑緩和や交通安全に大きく寄与するものと期待される幹線道路として位置づけられております。

長南バイパス線は、千葉県の出先機関である長生土木事務所が事業主体となり、平成5年度から事業化のための調査を開始し、平成10年度には境界立ち会いなどの用地測量と地元説明会を実施するなど、地権者の方々にご協力をお願いしたところであります。その後、用地交渉の段階で一部の地権者からご協力を得られないということから、現在は事業は休止、凍結の状態となっております。

長生土木事務所からは、圏央道にアクセスする地域高規格道路としての長生グリーンラインを整備することを優先とし、同時に長南バイパス線も整備していくことは、財政上大変困難であると聞いております。

このような状況から、圏央道インターチェンジと長生グリーンラインとのアクセスが安全・円滑に図れるよう、長南バイパス線にかわるべく現在整備を進めております町道利根里線との連結路の実現について要望しているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 1番、岩瀬康陽君。

○1番（岩瀬康陽君） どうもありがとうございました。

両道路は、都市マスタープランにおきましても、本町の幹線、また骨格をなす道路と位置づけられておりますので、用地問題また財政的な面もありまして、非常に難しいと自分も思っております。

しかし、国道409号、これは県外からの本町への来訪者が、圏央道をおりまして最初に通る道路です。今、豊栄方面、茂原方面を見ますと、歩道等が整備されてきれいになっております。本町の町の核、役場付近に向

かってくるのが非常に見劣りする。そういう面からも、やはり進めていっていただきたいと私は思っております。

また、長南バイパス線につきましても、都市マスタープランにおきましては沿道開発のポテンシャルが非常に高い道路、そういうふうな位置づけもされております。本道路と同じような機能を持つ町道利根里線ですか、これのほうを町が今鋭意進めておるといことでありますので、ますます早急な整備が完了するよう、事業のほうを進めていっていただきたいと思います。

それと、1つお願いがあるんですけども、先ほども都市計画道路のことで、長南バイパス線ですか、用地問題等があったという話で、凍結ということになっております。ただ、都市計画道路、先ほど話したとおり、決定されてから二十数年経過しております。都市計画道路というのは、道路区域内の建築物の制限、そういう私権の制限を加えております。事業のいかんによりましては、関係者が不利益をこうむらないよう、町も千葉県と協議、協力して、適切な対応に努めていただきたいと、そう思います。

それでは、次に、圏央道へのアクセス道路である一般国道409号茂原一宮道路、通称長生グリーンラインについて伺います。

本道路は、長南町と茂原市及び以南の地域を連絡する幹線道路であり、県により地域高規格道路として事業が進められているところでございます。平成25年4月には、圏央道の供用開始に合わせ、整備区間の一部である国道409号千田交差点から茂原長南インター、この間の0.7キロメートルがインター連絡線として供用しております。

現在、このインターチェンジから茂原市間の整備区間で鋭意工事が進められておりますが、その進捗状況、並びに調査区間である茂原から一宮間の事業の進捗状況を、わかる範囲で結構ですので、お聞かせください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

建設環境課長、岩崎利之君。

○建設環境課長（岩崎利之君） それでは、ただいまの岩瀬議員さんの2番目の要旨といたします、一般国道409号、いわゆる長生グリーンラインの整備区間の進捗状況等はどうだということでお答えさせていただきたいと思いますが、長生グリーンラインの茂原長南インターチェンジから茂原市間における進捗状況につきましては、本年度に橋梁やボックスカルバート設置等の工事がなされたところでございます。今後におきましても、切り土、盛り土などの土工事や管渠工事等を実施して、そして事業区間の全面的な展開を行うよう、鋭意進めていくとのことでございます。

また、茂原市区間につきましては、現在、地元説明会を終えて用地測量を実施しており、今後、用地交渉に着手する予定とのことでございます。まだ工事につきましては至っていないということでございます。

事業主体である千葉県におきましても、平成31年度までには、茂原長南インターチェンジから県道茂原大多喜線までの4キロメートル区間の供用を目指していると伺っております。

長南町といたしましても、そのようなこともありまして、早期に供用開始できるよう、引き続き関係市町村とともに要望活動を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 1番、岩瀬康陽君。

○1番（岩瀬康陽君） どうもありがとうございます。

このインターチェンジから県道茂原大多喜線までが、一応平成31年の供用開始予定ということで、そのほかの区間、一宮の区間については今後という形になると思います。

いずれにいたしましても、グリーンライン、着々と県も地域高規格道路として整備をしています。このグリーンラインが整備されますと、茂原市をはじめといたしまして一宮町、それからいすみ市等との交流、また経済活動が活発になりまして、本町の活性化も大いに期待されます。

したがって、本町といたしましても、関係者また地権者等の理解が得られますよう、県に協力するとともに、早期整備と供用開始を県のほうに強くまた働きかけていただきたいと思います。

以上で、道路整備についての質問は終わりにさせていただきます。

続きまして、交流人口の拡大と町の活性化について。そのうち、圏央道の供用開始によります経済効果についてお伺いいたします。

25年4月の供用開始以来、既に2年余りが経過しております。この間、茂原長南インターの利用者は着実にふえ、県内外からのビジネス、また観光客などにより、町内の交通量も増加しております。

そこで伺いますが、圏央道の供用開始によりますゴルフ場利用客、また主要な観光施設の入り込み客、また農産物等の販売など、町経済への波及効果がどのくらいあったのか。データ等があれば一番よろしいんですけども、わかる範囲でよろしいですので、お答えいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、岩瀬議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

圏央道の開通によります経済波及効果ということでございますけれども、まず供用開始後の本町への波及効果として、町内の8つのゴルフ場でございますけれども、利用客数でございますが、平成24年度で28万1,374人、供用開始後の25年度では29万4,987人でございます。前年度と比較しますと1万3,613人の増となっております。平成26年度では29万9,934人で、前年度と比較しますと4,947人の増となる効果があらわれているところでございます。

また、その他の観光施設の入り込み客数につきましては、笠森観音、長福寿寺では、数値は把握していないということでございますけれども、状況を聞いたところ、笠森観音では、開通後の入り込み客数は、平日に車で来るお客様がふえたということでございます。長福寿寺では、開通後は、以前に比べまして倍近く入り込み客がふえているというようなことでございます。また、圏央道を利用した県外からのお客様がふえているということでございます。

また、農産物の販売についての経済効果でございますけれども、これは数値的に把握することは難しいことでもありますけれども、町内のゴルフ場でお米を販売している組合がございますので聞いたところ、入り込み客増により売り上げも伸びているということをお伺いしております。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 1番、岩瀬康陽君。

○1番（岩瀬康陽君） どうもありがとうございます。

具体的な数字がゴルフ場だけということでは非常に残念ではございますけれども、圏央道の開通によりましてゴルフ場の利用客、今聞いた数値を単純にまとめてみますと、供用開始後の本年で約1万8,500人ですか、率に換算すると、約10%まで行きませんが、7%近く恐らく増加しているんじゃないかと思えます。

また、本町の名刹であります笠森観音、また長福寿寺、私も地元が笠森ですので、ふだん境内に行きますと、確かに県外ナンバー等々、かなりふえております。

こういう形で、観光客がふえれば、当然ゴルフ場等でもお米の販売とかしておりますけれども、そういう農産物や何か売れていくと、そういうことによりまして、基本的には町の経済を活性させていく。ゴルフ場の利用客ぐらしかデータがございませぬけれども、この数少ないデータからも、圏央道の供用開始によりまして町が活性化しているんだということが証明されるのではないかと自分では考えます。

ほかの圏央道の沿線の自治体におきましても、物流施設、工場とさまざまですね、開発がこのごろ新聞をにぎわせております。したがって、今後、本町も、圏央道の全線開通によりまして町活性化のポテンシャルがさらに高まってまいりますので、圏央道の波及効果を最大限活用していく、そういうふうに取り組んでいかなければいけないと私は強く思っております。

それでは、次に、圏央道周辺での土地利用の保全・活用方針の検討事業について伺います。

先ほどのデータからもわかりますように、ゴルフ場利用客や観光客、いわゆる交流人口が増加することによりまして、個人事業者や企業等の収入がふえまして、税金も改善され、町経済に活力がよみがえってまいります。

したがって、本町におきましても、今までのように座して死を待つのではなく、今を町活性化の絶好の機会と捉え、積極的に観光客の誘致や町産業の育成に取り組むことが喫緊の課題ではないかと私は考えます。

幸いにも、長南町第4次総合計画におきまして、圏央道周辺での土地利用の保全・活用方針の検討事業ということで、道の駅や都市農村交流施設等の整備が盛り込まれ、検討されていると伺っております。現在の進捗状況、また検討内容をお話できる範囲で結構でございますので、お聞かせください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） ただいまの岩瀬議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、人口問題に目を向けてみますと、今後、少子高齢化の時代に向けまして、全国的に人口が加速度的に減少していく傾向が続くものと予想されております。いわゆる東京圏一極集中の流れによる状況に歯どめをかける、それには相当の知恵を振り絞ってさまざまな施策を展開していかなければ、遅きに失してしまうことは十分認識してございます。

この第4次総合計画におきましては、第1章で、安心して魅力あるまち、この基盤整備による第1節では、計画的な土地利用の推進の中で、圏央道インターチェンジ周辺等の土地利用の促進のくくりによって、ご質問の内容にある趣旨を位置づけてございます。

そこに記述されております事業計画の狙いの中では、1点目といたしましては、沿道系商業施設、2点目におきましては、バスターミナル、3点目については、道の駅、4点目については、都市農村交流施設などを掲げてございます。

現在まで、千田地先コメリ前の高速バスの停留所施設の支援・整備等は終了しております。しかしながら、その他の道の駅あるいは都市農村交流施設などは、まだ未整備の状況でございます。

今後、その内容につきまして引き続き検討していく中で、都市マスタープランによる町づくりを踏まえまして、いわゆる整備、開発、保全の関係法令等の緩和措置を検討しながら、企業等が進出しやすい状況、そういった環境整備などを踏まえる中で、全体として捉えた総合的観点から複合的、一体的に整備していければと考えております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 1番、岩瀬康陽君。

○1番（岩瀬康陽君） どうもありがとうございました。

現在の進捗としては、かなり経費等もかかると思いますから、残念ではございますけれども、バスターミナルじゃなくて、高速バスの停留所が民間企業により整備されていると、そういうことかなと思います。

この停留所の整備によりまして、私もちょくちょく利用させていただいておりますけれども、住民の羽田や都心へのアクセス、交通利便性が確かに向上して、利用者がかなりふえているようです。残る施設の整備につきましても、都市マスタープランを踏まえた中で、複合的、一体的な整備を今後検討していくということでございますけれども、先ほどの答弁にもありましたように、交流人口は確実にふえております。この圏央道の効果を的確に捉えまして交流人口の拡大を進め、町が自立した町としてやっていけるよう、いかなきゃいけない。そういう中でも、交流の核、拠点となるような施設の整備がやはり肝要ではないかと、自分は前から思っております。

そこで、また伺います。

本町は、今後、圏央道の全線開通、また長生グリーンラインの整備の進展によりまして、交通の要衝となります。そのため、ますます県内外からの観光客、またインバウンドが増加するとともに、物流の活発化などにより経済効果が期待できます。したがって、本町としまして、この効果を的確に捉えまして、町政に反映していかなければいけない。

現在、圏央道の開通によりまして、皆さんも気がついたと思いますけれども、千田交差点付近に活力が芽生えております。これがつぼみとなり、そして大輪の花が咲くよう、茂原長南インターチェンジ周辺に、観光客と町民などが気軽に交流でき、都市農村交流施設と道の駅の機能をあわせ持つ地域交流施設を建設コストの削減やサービスの向上が期待できるPFI事業等を活用して整備し、交流人口の拡大と町の活性化を図っていくべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） ただいまの地域交流施設の整備について、PFI事業を活用してはどうかというようなお話ですが、現在、地方創生という中で、人口ビジョンを策定した上で、長南町地方総合戦略のプランを練っていくというような状況でございます。

そこに、先ほどからお話のありました第4次総合計画との整合を図りながら、茂原長南インターチェンジ周辺を新たな施設の整備開発をすべきゾーンとして位置づけることが重要であるというふうに認識しております。

私としては、町民の皆さんが集い憩える拠点づくりは重点施策の一つでもありますので、今後、さまざまな機能をあわせ持つ複合的な施設の設置を考えていきたいというふうに思っております。

国・県の補助事業を活用しながら、また過疎債も使いながら、さらには民間の協力が得られるかどうか、そういうものも研究しながら取り組んでいければというふうに思っております。

そうした中で、お話のありましたPFI事業については、資金調達の選択肢の一つとして、また調査研究できればいいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 1番、岩瀬康陽君。

○1番（岩瀬康陽君） どうもありがとうございます。

確かに、私も思うところがあります。本町の財政状況から鑑みますと、本年度からの小中一貫校の建設、かねてから懸案となっております本庁舎、また公民館の建てかえなど、かなり優先順位の高いものが列挙されるのではないかと思います。

ただ、今の町長の答弁の中で、私と同じような施設の整備の必要性をかいま見ることができましたので、私はこの整備に非常に期待があると思っております。

町長、恐らく私をはじめ多くの町民、また観光客は、人々が気軽に立ち寄れて触れ合える町の観光の核となるような、そういう施設の整備を望んでいると私は思います。ぜひ本整備を重要な施策と早急に位置づけていただきまして、積極的な攻めの姿勢で整備を実施し、先ほども申しておりますけれども、町に大輪の花を咲かせるべきだと私は思っております。

先ほども申し上げましたように、交流人口は着実に伸びております。今後、圏央道が全線開通、またグリーンラインが整備延伸されますと、観光客また物の流れ、そういうものが、茂原市、一宮町、またいすみ市、そっちのほうに向かいまして、本町は通過点になってしまうんじゃないかと、そういう危惧があります。

したがって、この流れが始まらないうちに何とか本町に人や物の流れを呼び込む、これが今は肝要ではないかと思います。

そこで、再度伺います。

こういう重要なことを起こすためには、機会、いわゆるチャンスが重要な決定事項です。先ほどの答弁で、建設コスト、またサービスの向上が図れるPFI事業の活用、いろいろありましたけれども、そういうものを柔軟に検討していかれるようでございますけれども、行政が一つの事業を計画し、整備が行われるまでにはかなりの期間を要します。そうすると、要は、機を逸してしまうおそれがあります。私個人といたしましては、圏央道開通に合わせて整備し、そしてオープンする、これが最高ではないかと自分は思っております。

これ以上、ほかの自治体、恐らく茂原市、長柄町のほうでは、今スマートインターなどの整備を進めております。結局、他の自治体の後塵を拝するのではなく、今を絶好の機会と捉えて、PFI事業または町事業により、本町の身の丈に合う地域交流施設を整備すべきではないかと私は思います。

再度、答弁をお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） ただいまの岩瀬議員さんの再質問でございます。

後塵を拝するのではなくて、今すぐにとりような要旨でございます。

先ほど、町長が答弁した内容と若干重なってしまうかもしれませんが、現在、地方創生を中心といたしまして、長南町の地方総合戦略プランを策定中でございます。今までもこういった町づくりに関しましては、町総合計画を核といたしまして進めてきた経緯がございます。

今後、この総合計画、当然町重要計画に位置づけされる中で地方創生も進めていくわけでございますけれども、今、岩瀬議員さんがおっしゃったとおり、担当といたしましては、従来どおりの、今後、待ちの姿勢ではなくて、地方創生に係る国の新型交付金も狙いながら地域交流施設等を整備する、そういったこともまた国のほうからそれに関連する事業内容もあるかもしれません。

先ほど、町長の答弁にあったとおり、今苦しい財政状況の中でそういった選択肢の幅を少しでも広げて、今後地方創生等を生かした中での絶好の機会として捉えていければというふうに考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 1番、岩瀬康陽君。

○1番（岩瀬康陽君） 確かに、今、日本は、国を挙げて地方創生ということで、今年度に総合戦略を策定し、30年までにさまざまな施策を打っていくということでございます。これは、今、どこを切っても同じ、金太郎あめじゃございませんけれども、要は政策がどこも同じになってしまう、そういう懸念も予想されております。

今、町に必要なのは、公務員体質ではなく、経営者の感覚を持った意識、そういうものを行政の中に入れていかなければ、町は活力を取り戻せないのではないかと思います。いろいろと町のほうにも、財政的な面等多々あると思いますけれども、この町が将来税収も確保し、人口は当然今の状態でいけばこれはやむを得なく減少していくとは思いますが。

でも、この先、自分たちの子、孫にこの町を守っていただくためにも、やはりここで新たな気持ちの中で、こういう施設の整備に取り組んでいっていただきたい。私は、将来のことを考えれば、ぜひこういう施設が必要になると思いますので、今後、今日は明確な答弁を得られませんでしたけれども、ぜひ庁内で町長をはじめとして、検討して実行していっていただきたいと思います。

この問題につきましては、今後もまた機会あるごとに質問させていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） これで、1番、岩瀬康陽君の一般質問は終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は10時55分を予定しております。

(午前10時38分)

---

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時54分)

---

◇ 和 田 和 夫 君

○議長（板倉正勝君） 次に、12番、和田和夫君。

〔12番 和田和夫君質問席〕

○12番（和田和夫君） 議長の許可を得て、発言をしたいと思います。

最初に、北関東や東北の記録的な豪雨で、茨城県、栃木県、宮城県で被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従って質問をいたします。

最初に、マイナンバー制度についてです。

9月3日の内閣府の発表によりますと、マイナンバー制度を内容まで知っている方は45.3%、内容は知らないが、聞いたことは知っていると答えた人が46.8%、知らなかったという方が9.8%で、何と56.4%は内容について知らないと答えております。

マイナンバー制度は、赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をした全員に、12桁の生涯変わらない番号をつけて、社会保障や個人情報を国が一括管理するものです。10月5日から通知カードが簡易書留で郵送が行われます。マイナンバーカードは、対面で受け取りが義務づけられ、運転免許証、パスポートでの、免許証等書類で本人の確認、写真つきの証明書がない場合は、保険証と年金手帳など2つ以上の書類で提示、対応することができます。

そこで、質問の第1は、寝たきり、認知症、アルツハイマーなどの方の通知カードはどう渡しますか。また、受け取りと保管はどうしますか。長期入院の方の場合はどうしますか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

税務住民課長、唐鎌幸雄君。

○税務住民課長（唐鎌幸雄君） ただいまのマイナンバーカードの交付につきましてのご質問にお答えさせていただきます。

社会保障・税番号制度については、来月10月5日から順次通知カードの交付が開始されます。通知カードにつきましては、原則住所地に送付されますが、独居で長期入院者あるいはDV等の被害者、また災害による避難者等につきましては、申請により送付先の変更が可能となっております。

次に、個人番号カードにつきましては、来年1月1日から申請に基づき交付が行われます。個人番号カードは、強制ではなく、必要な方が申請し、取得することとなっております。

出向いてカードを受け取ることができない場合はどうするのかというようなことですが、本人が指定する代理人による受け取りも可能です。意思表示ができない場合では、法定代理人が行うこととなります。

また、交付に当たりましては、厳格な本人確認が必要とされ、本町におきましても、なりすましや誤交付がないよう十分留意して実施することといたします。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 2つ目は、ICチップが内蔵された写真つきの個人カード番号については、強制的ではありません。通知カードに免許証や保険証などを組み合わせれば、今までどおりに身分証明書のかわりにはできます。

プライバシー保護に取り組む市民団体や弁護士からは、このICチップが内蔵されたカードは、申請しなくてもいいということ言われていますけれども、ICチップ付きの個人カード番号は申請しなくてもよろしいでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

税務住民課長、唐鎌幸雄君。

○税務住民課長（唐鎌幸雄君） ICチップにつきましてのご質問でございますが、ICチップそのものには税や年金情報等のプライバシー性の高い情報は記録されておられません。ですので、そこから漏えいすることはありません。

マイナンバーカードにつきましては、利用は今後の住民生活の利便性の向上という意味でも大変有効というふうに考えますので、多くの方に利用していただきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 多くの町民の皆さんが、通知カードを持ってマイナンバーカードを受け取りに来るわけなんですけれども、住民課でどういうふうに対応するのか、また日常業務とマイナンバーカードの関係が重なり、カード発行の業務がスムーズに対応できますか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

税務住民課長、唐鎌幸雄君。

○税務住民課長（唐鎌幸雄君） 大きな市町村におきましては、人口の大きい、10万とか20万とかそういうところの市町村におきましては、アルバイトを使ったり、専用の窓口を設けたりというような方法で対応するように聞いております。本町におきましては、8,000人前後の町でございますし、そういった数字的な読みをいたしましたところ、アルバイトを使わなくても、通常の体制で並行して対応できるのではないかとこのように考えております。

カードを発行する場合には、1人20分から30分、これは暗証番号の入力とか機械の操作の説明、そういったことで手間がかかります。そういったことで、他町村では、1日50人とか100人とか、人数制限をして交付をするというようにも聞いております。1日に大勢の方がいらっしゃいますと、時間がかかって待たせることにもなりますので、申請が多いようであれば、そういうような形で、1日の交付枚数を想定する中で対応してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 2つ目の、個人情報の流出、悪用についてです。

年金、医療、介護、雇用や所得、納税などの情報は、それぞれの制度ごとに管理されていますが、強制番号で1つに結ばれることとなります。個人番号が流出すれば、さまざまな個人情報が芋づる式に流出する危険が現実となります。今年6月には、日本年金機構の職員のパソコンが外部から送られたメールを介してウイルスに感染し、125万件にも上る個人情報が流出したことが発覚しました。個人情報が流出した不安につけ込んだ詐欺事件も発生をしております。

そこで、単発的なサイバー攻撃で、あらゆる個人情報が一気に漏れ出すことはないと言っていますけれども、情報を役所間でやりとりするところがサイバー攻撃を受けたときに、大量の情報が一網打尽にされて漏れるのではないかと懸念が指摘をされております。情報を指定管理するから大丈夫と政府は言っておりますが、本当でしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） マイナンバー制度についての個人情報の流出、悪用についてのご質問ですけれども、今後情報連携が予定されております税、住民記録、福祉、介護関係につきましては、町の基幹系システムから専用回線で外部委託事業者とつながっており、そこから国の中間サーバー等を介して、特定個人情報の照会または提供を行うことになっております。

この基幹系システムは、職員が使用しております市内LANのパソコンとはつながっておりませんので、情報が外部からのサイバー攻撃を受けるということはありません。ありませんけれども、町としては、職員に対して情報セキュリティに係る意識の向上を図るとともに、個人情報の適正な管理運用にお一層努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 2つ目は、特定個人情報保護評価はいつ決めたのでしょうか。また、3月末までにこれは行って公表したのでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 特定個人情報保護評価についてのご質問ですけれども、本町の場合は、しきい値判断で人口1,000人以上1万人未満、特定個人情報取扱者が500人未満などに該当し、判断結果では、基礎項目評価書の作成が義務づけられ、評価委員会に提出後、公表することになっています。

住民基本台帳に関する事務評価書は、本年3月31日に公表いたしました。システム改修、整備に相当時間を要することとなる固定資産税関係事務などの評価書は、やむを得ずシステム改修を先行させ、7月6日に公表したところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 住民登録関連以外は見ることができない、画面が設定されていて、パスワードを持つ方だけがそれを見ることができます。

マイナンバーを取り込む作業が膨大になりますけれども、役場では、誰が扱って、誰が管理をするのでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

税務住民課長、唐鎌幸雄君。

○税務住民課長（唐鎌幸雄君） ただいまのご質問、誰が使って誰が管理するのかというようなことございま

す。

マイナンバー制度の開始に当たりましては、さまざまな情報が行政機関内において連携されることとなります。町の組織の中におきましても、税、戸籍、保険関係、介護関係、福祉関係というようなことで、国及び行政機関内において情報連携がされる、町の情報と外の情報が連携されるということになります。

それぞれの情報は、課単位で責任を持って連携管理をいたします。その課の長が管理することとなります。操作、実務面では担当職員がその操作等を行うということになります。

また、町におきましては、個人情報保護条例並びに施行規則等で、その取り扱いについて厳重に定めをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 3つ目の、費用の負担についてであります。

通知カード、個人番号カードの経費ですが、通知カードの送付は簡易書留として事業費が出されています。個人番号カードは、国の予算では1枚当たり700円としての予算が組まれています。システム改修も含めて、制度の施行に向けて業務が増大することは明らかで、カードの一部を除いてその費用はカバーできておりません。

そこで、1つ目は、町のそうした費用負担も含めてどのぐらいの額になるか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） マイナンバー制度の導入に当たっての費用負担はどうかというようなご質問ですが、26年度からシステム改修に入っておりますけれども、26年度の改修は、100%の国庫補助事業で行っておりまして、町負担はございませんでした。

本年度につきましても、補助事業では実施しておりますけれども、全体で補助率86%ということで、町負担は218万1,000円となっております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 従業員を雇用する事業者は、税務署に提出する源泉徴収票などの法定調書に個人番号を記入することが求められているため、従業員の個人番号の管理が必要になります。試算では、従業員100人で支店が数カ所という企業を想定して試算したところ、1,000万円もかかるとされております。全ての社員、契約社員、アルバイトだけでなく、その扶養家族全員に交付されるマイナンバーを集めて、来年1月からの給与支払いや人事システムに反映させていくだけでも、企業にとっては大きな負担になります。

2カ月間で中小企業への負担がふえることについて、役場としてはどのように考えますか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 中小企業者への負担をどう考えるかというご質問ですが、マイナンバー制度は・社会保障、税制度の効率性、透明性を高め、住民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現する制度とし

て導入されております。

マイナンバーは、国民一人一人を特定できるような機密性の高い情報のため、プライバシー保護に関して行政、民間を問わず、番号の管理や利用はさまざまな制約を受けることとなります。けれども、一旦整備すれば、源泉徴収業務、健康保険、厚生年金保険事務などに利用することが可能となります。企業にとっては、事務の費用の拡大にはなりますけれども、情報化社会において極めて重要なインフラ整備であるというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 町の嘱託職員や臨時職員やそういう方々の報酬の支払いなどにも多くかかってくると思いますが、そういう場合に、町としての対応は大丈夫なんでしょうか、教えてください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） ご質問の、非常勤職員の関係でございますけれども、今後は、職員以外の非常勤特別職、審議会ですとか委員会等、各課でやはり設置しておりますので、こういった委員さん方に報酬を支払うこととなります。そうしますと、当然支払調書に個人番号を記載するようになりますけれども、これは実際には再来年の1月からなるかと思いますが、しかしながら、職員には、その辺の取り扱いにつきまして、慎重に細心の注意を払いながら、その取り扱いについて、また説明、指導等もしていきたいと考えています。

そういったことで、ご理解をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 次に、介護保険について。

今年、法案の制度が変わって、利用料の負担が1割から2割にふえる方は、1人世帯で年金収入で280万円以上の方で、何と全国で65歳以上の5人に1人です。また、夫婦では346万円以上が2割負担になります。

非課税の低所得者の方は、利用料が1割負担のままでも、食費や部屋代が8月から打ち切られ、一定の資産がある人たちは補助から外されます。現在補助を受けている方は、施設利用の7割と言われております。

この保障給付について、預金のコピーや銀行などの照会が必要ですが、それはどのように行っておりますか。また、対象者は資産要件の件数と対応は、また自己負担の上限者は、2割負担に新しくなった方は何人ぐらいおられるでしょうか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） それでは、12番、和田議員さんにお答えいたします。

要介護者をめぐる状況についてでございます。

高齢化が進む中で、介護保険制度を維持するために、利用者の負担の見直しが行われ、この8月から運用が始まっております。

その1つは、65歳以上の方の年金収入とその他の合計所得の合計が単身世帯で280万以上、2人以上で346万以上ある方が介護サービスを利用した場合は、本来1割から、こういった対象の方は2割とするものです。本

町では、これに該当する方は25名になります。認定者の4.7%に当たる数値となっております。

もう一つが、市町村民税非課税世帯の方が介護保険の施設、介護老人福祉施設や介護老人保健施設、介護療養型医療施設や、あとショートステイと呼ばれる短期入所生活介護を利用される場合、食費や部屋代の軽減が受けられるようになっておりましたが、対象となる要件が追加されておりまして、市町村民税非課税の方であっても預貯金がある方で、まず配偶者がいる方で2,000万円、いない方で1,000万円以上お持ちの方は、この負担軽減の対象外とするような内容でございます。

この追加要件、どのぐらいの資産を持っているかということなんですが、その確認方法として、申請書に預貯金などの額を記載してもらおうと同時に、通帳の写し、有価証券の写しを添付、また市町村が銀行に、預貯金額を照会できるようにと同意書の添付をお願いしているところでございます。

現在までに105名の方から申請があり、そのうち103名の方に従来どおりの負担軽減の認定の決定をさせていただいたところでございます。

介護保険制度が持続可能な制度とするための改正と考えますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 次に、一般会計からの繰り入れなんですけれども、介護保険発足から15年たったわけなんですけれども、当初平均2,000円だった介護保険料が、今5,000円台に大きくふえております。多くの町民の皆さんからは、負担ばかりふえて、いざ必要なときは使えない。また、その存在意義が問われておりますけれども、このことについて、介護保険上の法定分を超える一般会計からの繰り入れを禁じている規定や制裁措置はありますか。介護保険上の規定はどうか。一般会計からの繰り入れについてどのように考えていますか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 介護保険の一般会計からの繰り入れを禁じる規定、あるいは制裁措置があるかということなんですが、厚生労働省から都道府県には、保険料の単独減免3原則を遵守するよう、市町村に技術的助言を行うよう要請が行われております。遵守しない市町村に対する具体的な制裁措置については、調べた範囲ではございません。ただ、市町村の特殊事情で配分される特別地方交付税の減額などが、財政的ペナルティーとして課せられる可能性が考えられます。

それから、法定以上の一般会計からの繰り入れですけれども、住民のほうの理解が得られにくい、一旦一般財源を投入するとやめられなくなるというようなことがあります。法定分以上に繰り入れを行うということは、65歳以上の方々の保険料を下げることにはなりますけれども、その一方で町の負担もふえるということになりますので、全ての住民の皆さんの理解が得られることではないというふうに思っております。

また、一旦一般財源を投入いたしますと、新しい保険料を算定するたびに、保険料の増額にならないよう投入せざるを得ない状況となってしまいまして、ひいては財政悪化の原因ともなり得るということも思います。

そういったことから、今後も、法定で定める負担割合を守っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 在宅の介護で最後まで暮らしたいという思いや在宅での施設入所待ち、家庭によって事情はさまざまですが、在宅介護は介護者への負担が大きくなります。大人用の紙おむつの処理は、労力も使い、老老介護では大変です。また、ごみ袋もかなり使います。乳児のいる家庭だけではなくて、介護度の高い高齢者にもごみ袋の支給を考えていませんか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 乳児のおむつ用のごみ袋の支給については、子育て支援の一環として昨年実施したわけなんですけれども、介護度の高い高齢者に対してごみ袋の支給をしてはどうかというご質問ですけれども、紙おむつの支給については、在宅で寝たきりで常時紙おむつを使用している高齢者等に、町の社会福祉協議会から年3回、1回50枚程度の支給を行っております。

今、この紙おむつについては、近隣市町村の実施状況を参考に配布のあり方を検討しておりますので、ごみ袋の配布についても、あわせて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 次に、農業についてです。

昨年は、米価が1俵4,000円も大幅に暴落してしまいました。このままでは百姓は終わりだ、こういう叫びあるいは嘆きがあります。

まず最初に、長南町の水田面積、平均収量、総生産量をお答えください。そして、平成25年度と26年度を比較すると、金額にしてどれだけの減収になりましたか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、和田議員さんの米価暴落による減収について、お答えさせていただきます。

平成25年度と26年度の販売の金額を比較するとして、試算の方法でございますけれども、26年度の主食用水稲作付面積、それに県で定めております1反歩当たりの収量534キログラム、これが生産されるものとして米の生産量を算出して、JA長生の60キログラム当たりの買い取り価格により、米の販売金額を算定するものとして算出いたします。

本町の水田の面積ですけれども、平成26年度で1,162ヘクタール、そのうち637ヘクタールに主食用水稲が作付されております。各農家の自家消費分として1反歩、1,000平米を除いた作付面積を販売するものとして、販売の数量は5万106俵となります。これに、JA長生の買い取り価格、25年度で1万2,200円、26年度は2,600円安くなりましたけれども、9,600円となりました。これで比較いたしますと、26年度の販売金額は4億8,102万円となります。本町での減収の金額でございますけれども、1俵の価格が25年度より2,600円下がりましたので、販売数量5万106俵では1億3,000万円の減収という試算結果となります。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 今年も、昨年に引き続き幾らかは上がったんですけども、低米価の見込みです。昨年と比べて、米の価格はどうでしょうか。茶碗1杯のお米はペットボトル1本よりも安いと言われて、生産費を賄える米価は1俵1万6,000円と言われていています。今年の米価の予想はどうでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） 今年の米価の見込みでございますけれども、JA長生に聞いたところでございますが、9月1日からのコシヒカリ60キログラム当たりの買い取り価格でございますけれども、1万800円となっております。前年度に比較しますと、1,200円ほど価格が増となっているところでございます。これは買い取り価格でございますけれども、販売価格でございますけれども、JA長生では通常の窓口販売価格が1万6,000円と聞いております。町内の農事組合法人でありましてけれども、コシヒカリでやはり1万6,000円から1万8,000円という価格であるということで聞いております。この価格は昨年と同額だということで聞いております。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 次に、政府に対して米の過剰、市況でのだぶつきの対策をとるようにとということでございます。

過剰米の政府備蓄米の買い上げを行うようにしてもらいたい。昨年の10月15日に、長生郡内における首長が農林水産大臣に、今年の米価下落に当たって、生産コストに見合う米価に対する緊急対策を求める要望書を提出しました。内容は、1つ、全国の米価の実態を緊急に調査把握し、緊急対策をとること、2つ、余剰米を備蓄米として買い上げることを実施することです。

今回、これが、自ら要求してきた対策が踏みにじられる結果になるのじゃないかと懸念されております。再度、政府に対して対策の要求を行うように、また、対策をとることは農家を守っていくこととも一致しております。今年も継続して政府に要望すべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 米の過剰、市況でのだぶつきについて、政府に対策をとるようによ要望してはどうかというご質問ですけども、近年、食の欧米化が進み、主食用米の需要は毎年8万トン減少しておりまして、国は、需要に見合った生産を行い、適正な価格を実現することが重要であるとして、麦、大豆、飼料用米などの主食用米以外の作物栽培を推進しております。

県は、現状では米余りによる米価回復の兆しが見えないことから、平成27年1月に知事が農林水産大臣を訪問し、飼料用米の取り組みに対する支援制度の恒久化を要望しております。

今年度は、県としても、主食用米から飼料用米への振りかえについて積極的に推進を図ることとし、各市町村長や約1,300戸の大規模農家へ戸別訪問するなど、強力に進めております。そのようなことから、今年度の

飼料用米は目標の5,000ヘクタールに対し、80%に当たる3,982ヘクタール、前年度比約3.5倍の実施見込みとなったところであります。

農林水産省の7月末の集計では、今年度収穫する主食用米の生産量が目標を下回る見通しであるとの新聞報道もございます。

町としては、国・県の取り組みを推進していくことになるわけでありますけれども、状況により必要があれば、長生郡が連携していくことも考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 3つ目は、今途中で止まっているんですけども、TPP交渉は中止するように国に呼びかけをしてもらいたいということです。

政府は、毎年8万トンも米が余ると言いながら、7月21日に行われた環太平洋連携協定、TPP閣僚会合で甘利大臣は、5万トンふやすことの必要を認めております。大幅な譲歩にほかなりません。ミニマムアクセスとして年間77万トンの米を日本は輸入しており、農家は米価の暴落に苦しんでおります。国の決議では、農産物の重要品目は除外または再協議、日本の譲歩はこれに反しております。

4月28日に北海道では、TPP交渉から十勝を守る集会在、1,500人が参加して開かれ、そのとき十勝町村会長の高橋正夫本別町長は挨拶をしております。また、JA北海道や道経済連などの14の組織が集まって、TPP緊急アピールとして、TPP交渉に関する情報を国会と国民に開示をするとともに、十分な国民的議論を行うように、2つ目、TPP交渉においては、衆参両院の農林水産委員会における国会決議から逸脱するような譲歩や拙速な合意は行わないことを決議しました。その中で、道医師会もTPPには反対だと訴えております。

このように、今、米をつくっているところではTPPに反対をしておりますけれども、こういう交渉に反対するように国に呼びかけてほしいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） TPPに関するご質問ですけれども、TPP参加は、世界経済の3分の1を占める大きな経済圏を生み出すことで、日本が今後力強い経済成長を実現するために重要であるというふうに言われております。

その中で、日本の農産物の米などの重要5項目については、強い交渉力をもって守るべきものは守っていただき、また農業などに対するTPP対策として国の支援策が出され、その根拠となる生産、流通の仕組みについて、合理的な改善が行われることを期待いたしまして、今後の交渉を見守っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 12番、和田和夫君。

○12番（和田和夫君） ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（板倉正勝君） これで、12番、和田和夫君の一般質問は終わりました。

◇ 加 藤 喜 男 君

○議長（板倉正勝君） 次に、9番、加藤喜男君。

〔9番 加藤喜男君質問席〕

○9番（加藤喜男君） 9番の加藤喜男でございます。

議長のお許しを得ましたので、質問をさせていただきます。

来年度から小・中学校で使用する教科書の採択も一段落したようでございます。新聞によりますと、県立の千葉中学校と来年開校を予定しておる東葛飾の県立の中学校2校で、歴史と公民の教科書について、県内では初めてでございますが、育鵬社という会社の教科書、育は育つという字で、鵬は相撲取りの大鵬の鵬ですが、育鵬社という教科書が採択されたとありました。

県の教育委員会によりますと、同社の教科書は、県の教育施策に適合し、郷土、我が国の歴史、伝統、文化など、日本人としてのアイデンティティを確立する内容であると評価をしたようでございます。少しですが、変化があったというふう感じておるところでございます。

ところで、今回は、男女平等教育、学校のいじめ問題、教育委員会のホームページについて、お聞きするわけですが、初めに、男女平等教育についてお聞きします。

国では、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定しまして、男女共同参画社会の実現を目指してきたわけですが、これを受けてのことか、本町におきましても、男女をまぜこぜにした男女混合名簿を採用し、今現在も続けておるといふふう聞いております。

そこで、男女混合名簿をどのような目的で、いつごろから採用したのか、採用についてはどこか指示があったのか、また、周辺近隣市町村はどういう状況か、名簿以外に男女平等を推進するための目的で変えたことがあるか、また、男女平等を進めるに当たり、教職員や学校長の裁量に任せていることがあるか、5つですが一括してお聞きをしたいということです。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） それでは、加藤議員さんのご質問の男女混合名簿採用等の、男女平等教育の現状ということについて、お答えしたいと思います。

まず、男女混合名簿導入の目的であります。先ほど議員さんがおっしゃいましたように、平成11年9月に男女共同参画社会基本法、これが成立したところであります。翌平成12年に第1次基本計画、これが閣議決定をされたところであります。

これらの国の動きの中で、男女がともに各人の生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけることを目指し、これが目的ということになるわけですが、当時、文部省と県から通知が出されたところです。それを受けまして、男女平等のシンボリックな意味合い、これも含めてこれが全国的に男女混合名簿の導入が急速に広がってきた。本町においても、この時期に採用したところでございます。

本町の男女混合名簿以外の取り組みということについてですが、児童・生徒の実態、発達段階、地域性、社

会情勢の変化等を考慮して、男女の平等や相互の理解、協力について、適切な進路指導、就職指導に努めているところでございます。

また、そのほかの取り組みの状況であります。混合名簿につきましても、先ほども言ったとおりで、100%の学校が採用しております。そのほかに、体操服やジャージにつきましても、男女同一のデザイン、これらを使っているところです。また、もともと規定はありませんけれども、最近ではランドセルの色やデザイン、これはもう男女区別なく色も多種多様であったり、ロッカーや靴箱の並び順が男女混合になっていたり、男女ともに、基本的にさんづけで呼び合っているというようなことなども取り組みをしています。

このような取り組みは、郡内の各小・中学校でもほぼ同じような状況であると思います。

校長の裁量であるかどうかという話ですが、平成18年には文科省からの事務連絡でありますけれども、男女共同参画の理念、あるいは社会的性別、男女の性別ですね、の視点の定義の周知が図られ、これを受けまして、本町における具体的な指導計画、これは他の市町村もそうだと思いますけれども、教育課程の編成権は校長にありますので、指導計画については校長の裁量に任せているとなっておりますが、本町においては、小・中9年間の効率のよい教育を目指していますので、その関係からも学校間の方向性に大きな差異が生じないようにということで、教育委員会も含めて校長会議等の中で、報告、連絡、相談、そのような徹底を図っているということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 男女混合名簿と男女平等がどの程度関係するかは、いろいろ意見の分かれるところだと思いますが、男女共同参画社会の推進から波及、派生した男女平等の考え方は、ジェンダーフリーという和製英語を生んでおまして、ジェンダーとは生まれつきの男女の差ではなく、例えばおちんちんがついている、ついていないの差ではなく、社会的、文化的につくられた性の差、男の子はこうでなくてはいけない、女の子はこうであるというような考えと言われており、その考えのジェンダーをフリーにするということで、これは男女の社会的、文化的性差をなくすと、男女は全てに同等であるというような考えのようですが、本町には、教育にはそのようなことはないと思いますけれども、この性差ではなくて、ジェンダーに、生まれてからの男の子、女の子の、こうではなくてはいけないというようなジェンダーにとらわれない、いわゆる性別による異なった期待とか性別による役割から解放された社会が、このようなことを目指すような考えが過度に進み、学校教育において男らしさ、女らしさを否定するような教育がなされるとすれば、これは大変なことではないかと思えます。

本町の人口は、8,596人、これは9月の広報の数字であります。恐らくこのまま推移すれば、20年後には2,000人程度減少して6,500人程度になるだろうと思われまます。遠くない将来は、限界自治体になることも容易に想像されるわけですが、問題はさらなる少子化ということでございます。

1人の女性が一生に産む子供の平均数を合計特殊出生率というそうですが、この合計特殊出生率が2であれば人口は横ばい、これを上回れば自然増、下回れば自然減ということになります。諸般の事情を考えますと、先進国においては、およそこの数字が2.07が横ばいということのようであります。

現在の本町の合計特殊出生率を町にお聞きしますと、1.17のようで、県内でも最下位に近い。ちなみに私が生まれた1952年、町長も同じ年代ですが、このころ日本全体では2.98、戦後間もなくは4.54であった。日本中

が子供だらけだった。それが先ほど述べたとおり、現在の本町の率は1.17ですから、推して知るべしと。

このように、女性の方々が子供を産んでいただけなくなると、家族がなくなり、自治体がなくなり、国がなくなるわけですがけれども、この出生率の低下に学校教育が大いに関係しているという意見があるわけです。

行き過ぎた男女平等教育、思想は、子孫を残す行動に支障が出てくるということのようです。先ほどのジェンダーフリーという和製英語は、男が女に近づき、女が男に近づく。男女の境界をなくそうという発想のようですが、男子を男らしく、女子を女らしく育てないと、異性の関係がうまくつけれない。生物として子孫を残すために必要な行動に支障が出てくる。特に男子の場合は、心理的に去勢されてしまい、男性の本能、行動に必要な積極性を失ってしまう者が出てくる。また、男性としてのアイデンティティー、自我同一性とか自己認識性が明確に持たなくなると、自信喪失、無気力、現実逃避などの弊害が出てくることもあるようです。

こうしたことを女子の側から見ますと、男らしさ、頼もしさ、力強さの欠如と映り、男性としての魅力を感じることができなくなり、軽蔑するだけの利用の対象としてだけしか見られなくなる。また、女子は、女らしさを失って、言動が男性化し、下品になり、たしなみに欠け、優雅さを失うので、男性から見て、女性としての魅力を失い、尊重の対象でなくなり、双方がらしさを失うことでカップルをつくる心理的動機が弱くなる。この結果、どうなるかといえば、少子化の第一要因である結婚をしないにつながってくると言っても過言ではないようです。

男女混合名簿の採用から始まり、行き過ぎた男女平等思想が教育されるとすれば、さらに少子化が進むと思うところですが、このようなことは町の教育にはないと思いますけれども、教育長並びに町長に、今のような考えにどう思うか、考えをお聞かせ願いたい。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 町長のほうから答えるかもしれませんが、その前に私のほうの考え方ということで、再質問にお答えさせていただきます。

出生率につきまして、非常に何か論をいただいたわけですがけれども、ちょっと私としてわかりませんが、男らしさ、女らしさ、私が現場にいたときにその言葉を使ったことがあります。そのときに指導が入りまして、今は、校長ね、男らしさ、女らしさなんて使うのはタブーだということを言われました。今のジェンダーフリーの考えで言うとそうかもしれません。

そこで、使わないでも、過度に進むことはよくない。運動会でゴールになったときに、男女が走って行って1メートル前で並んだ。そして、肩を組んで一緒にゴールした。そういう事例まで出てきた。それをやっぱり行き過ぎということで、全国で反省になった。

そこで、私としては、今までの取り組みの中で、男女の区別と差別は違うんだ。差別はこれは絶対いけない。だけれども、区別というのがある。区別というのは、教育効果を考えたり発達段階を考えて、男女分けて教育する。これはこれでいいということで、現在まで進めてきたつもりであります。ですから、体育などは女子体育があったり、男女混合があったり、男子体育があったり、いろんな意味で、危険性も含めてそういう取り組みをしている。これは、危険性もあるし、教育効果もあるし、ジェンダーフリーの考えもあるかもしれませんが、男女平等ということでそういう取り組みをして、今後とも、行き過ぎたこの教育は、やはり私はい

けないというふうに思っています。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 少子化対策というような観点から、大変難しい問題ではないかというふうに思います。

過度の男女平等思想が少子化につながっているのではないかというようなお話ですけれども、男女共同参画社会の実現、これは特に意識しないで、自然に皆さんが捉えてくれればいいのかというふうに思っています。

ですので、先ほど教育長の話がありましたけれども、差別、区別とは全く違うわけでありまして、やはり男性、女性、男らしさ、女らしさというのは、これは常にそういうことの見方は必要じゃないかと、そういうそれぞれの男女の意識も大変必要なことではないかというふうに思っています。

したがって、こういう行き過ぎた男女平等思想というものが少子化につながっているかどうかというのは、先ほども申し上げたようにわかりませんが、あくまでも教育の現場において、男女自然な形で過ごせばいいのかというふうに思っています。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 急な質問で、ありがとうございました。

先ほど、教育長が、差別、区別の云々という、これは当然このとおりでありまして、差別はあってはいけませんけれども、区別はあってしかるべきだと思うわけです。

さっき、女らしさ、男らしさが、先生が現役の時代に学校で話したら、そういうお叱りを受けて、それがその後進まなくなったということで、誰がそういうことを言うのかわかりませんが、先ほどから言ったとおり、私の考えは、教育の一つがどうも結婚の弊害になっている。

戦後70年で、我々は戦後のすぐ教育を受けてきて、先ほど十何年前、20年ぐらい前から例の法律ができて、それからいろいろなことが学校で、我々の知らないうちに進んできておるといことであります。男女混合名簿が初めではありますけれども、先ほどお聞きすると、ロッカーの問題、靴箱の問題、昔はそういうことはありませんけれども、あとは運動会競技の問題。

運動会で言えば、男女が同じく走らされて、大体小さいころは女子のほうが大きい、強いですから、そこで男性は負けてしまって、そのトラウマが一生ついてまわるといようなことも、どこかで耳にしたことがあります。

過度には進んでいないのか、結構進んでいるかと、今は教育長のお話を聞いてございました。この辺また勉強させていただいて、次回でもまた、どこかでもお聞きをしたいと思っておりますけれども、そういうことでいきたいと思っております。

もう一つ、関連でお聞きをしておきたいと思っておりますけれども、教育委員会の資料によりますと、各小・中学校には、県のほうの出張所から年に最低1回ぐらい訪問して、授業を見たり書類を見たり、多分しているんだと思っておりますが、本町の教育委員さんなんかは、学校に赴いてそういう授業を見るとか、そういうことはされてきているのですか。現況がもしわかれば、教えていただきたい。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 教育委員さん方の学校訪問というのは、できれば本当は足しげく通って、現場の様子を見ていただきたいというところではありますが、いろいろな関係で年に何回かあるということでありまして、できれば私としては、そういういろいろな所長訪問だとか、そういう機会にも、教育委員さん方が入って、昔はやっていました。私たちは、学校訪問するときには、教育委員さんがちゃんとこう並んでいましたけれども、最近は教育委員さんが並ぶことはほとんどありません。だけれども、それは一つのやり方だなというふうに思っております。できましたら、そういう機会もできるだけつくっていききたいと、大事なことです、そう思います。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 昔はあったということであれですけれども、県の先生方と一緒に教育委員さんが並んでいなくても、別に構わないと思うんです。教育委員会は教育委員会の独自の日程をつくって、各小学校、各授業を分けて、訪問させて見学させてもらうということが必要だと思いますので、またひとつこの辺は十分検討していただいて、県だけに任せるわけではなく、教育は教育委員会がつかさどっているところから、その辺をよく考えていただいて、また教育委員さん等で委員会でお話をさせていただければと思います。ありがとうございました。

40年前のテレビ番組で、俺は男だというドラマがありまして、主演は現千葉県知事の森田さんがやって、皆さんその年代ですからよくご存じだと思いますけれども、男女共学校になった女子の多い高校に転校してきた主人公が、女の子に圧倒されていた男子を剣道で男らしく育てていくという痛快なドラマでございましたけれども、森田知事は、2009年当選時のマニフェストで、ジェンダーフリー、性差否定教育や過激な性教育を見直し、男女の生まれ持った違いやよさを尊重し、家族や家庭を大事にする、明るく元気で生き生きとした子供たちを育てますというようなマニフェストを掲げて当選しました。

このような考えがあったかどうか知りませんが、先ほどの県立中学校、千葉県には県立中学校が2校あるんですかね、県立中学校で県の教育委員会は、教科書採択にも少し関係したのかなという感じがあります。

いずれにしても、国を発展させるのも、国を滅ぼすのも教育によりますから、学校の先生方の任務は非常に重いものがあります。それを指揮監督する教育委員会も教育長も重要でありますし、町長も今回総合教育会議を通じて、教育に少しは関係していくということで、教育会議が形骸化されて意味のなさないものにならないように祈りながら、注視していきたいとは思っておりますが、議会も与えられた機能を十分発揮して、一緒に対応する必要があると思います。

これからも、教育関係者には一層のご尽力をお願いいたしまして、これで1番目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君、一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時10分を予定しております。

（午後 0時04分）

---

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君の一般質問の残り時間は37分です。

一般質問を続けます。

9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） それでは、午前に続きまして2問目の質問をさせていただきます。

学校のいじめ等についてでございます。

いじめに関しては、学校や社会において人間の集団が集まれば必ず存在するというものですが、ないにこしたことはありません。

4年前に、大津市の、いじめの研究の指定校であったのかもしれませんが、中学校で2年の男子生徒がいじめを苦に自宅で亡くなったという事件でありますけれども、学校と教育委員会の隠蔽の体質が発覚しました。

このため、この事件をきっかけに、国は、平成25年にいじめ防止対策推進法を制定しました。この法律に基づきまして、千葉県は、いじめ防止基本方針を、公立小・中学校は、いじめ防止の学校基本方針を制定しました。長南中学校のホームページを見させていただきますと、学校いじめ防止基本方針ということで掲載されております。

この方針を拝見しますと、基本の施策としまして、4つございますが、1つ目が、道徳教育等の充実によっていじめをなくそう。2つ目が、早期発見のための措置を講じよう。3つ目が、相談体制と早期の解決という項目です。4番目が、インターネットを通じるいじめ対策の防止の推進ということだと思います。教育委員会も、この項目、当然承知をしておられると思います。

そこでお聞きますが、今現在、教育委員会では、小・中学校からのいじめの報告がなされているか。また、不登校、年間30日以上登校しない人が今のところ不登校というふうなふう聞いておりますが、この2つが確認されているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） それでは、ご質問の、いじめ、不登校の現状についてお答えしたいと思います。

いじめ問題に関しましては、先ほど議員さんおっしゃいましたように、集団のあるところには必ずいじめが存在すると、私たちはそういう認識を持って対応しているところであります。小・中学校では、冷やかしかからかい、仲間外れ、無視や陰口、この割合が非常に高いという状況で、数件ですが、本人または保護者、時には外部からの情報提供もあるということでもあります。

不登校に関しましては、これは教育委員会に毎月報告がありますけれども、4月より欠席が、先ほどおっしゃっていたように、基準日の30日を超える、これが不登校ということになるわけですが、超える児童・生徒が数名いるという状況であります。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 今、お聞きますと、不登校が数名おると、それから冷やかしか、からかい等々、若干の

いじめの関係も、本人もしくは保護者等から数点上がっているということで、現実には先ほどのとおり人が集まればどこかには出てくるからあれですけれども、これにいかに対応していくかということが大切だと思いますが、実際ここであるということをお聞きして、あるのかなということで確認させていただきました。

冒頭の大津市の中学校ですけれども、先ほども言いましたとおり、いじめの研究の指定校であったというようなことが、本当かどうか聞いておるわけですけれども、そういうふうに研究の指定校までされてしまうと、どうしてもいじめを隠蔽したかったというようなことも、学校、教育委員会、想像がつくわけですけれども、反対にいじめがわかっておったんだから、それを逆手にとって研究してくれるとこれは非常によかったのかなということで、実際は厳しい問題ですけれども。

実際に、いじめ、各セクション、学校ありますけれども、そのセクションで解決できれば一番いいわけですけれども、いじめはいじめられている本人が余り話さない。それから、それを知った担任も、自分のところで何とかしようと思って余り話さない。それを知った学校長も、学校で何とかしようということで話さない。それを知った教育委員会も、教育委員会の下で何とかしようと話さない。結局、後手、後手に回って、いろんな事件が起きるということもあるのかなと思います。

先ほど連絡が何件か来ておるという話がありますけれども、そのくらいで済めばいいですけれども、被害者本人がざっくばらんな話、学校ではなくて、例えば町長とか近くの議員とかに、いや、俺はいじめられているんだよというようなことを言ってくると、また学校がとる対策と、学校の外の人が知ってとる対策というのは、おのずと違ってくるんじゃないかというような素人考えもするところでもありますけれども、いずれにしても、いじめの対応の最前線は担任の先生だということで、非常に担任の先生の、そういうことが起きた場合に労力が大変だなと思います。

教育長のほうから、学校に、担任のフォローをいろいろしているとは思いますが、そういう事態の発生しているクラスについては、よく担任を面倒見ていただいて、また余り担任を責めますと、担任がまた本当のことを言わなくなったり、責めていくとだんだん教育委員会も言わない、学校長も言わない、担任も言わない、本人も言わない。いろいろ問題が出てくるんだと思います。

それで、1つ、学校のいじめ防止基本方針に、インターネットを通じるいじめの対策の推進ということがあがる。新しいいじめのことかなという感じがあるわけでありまして。インターネットやスマートフォン、携帯電話を使った新種のいじめも実際にあるようです。

具体的には、この場で知っているところでもしわかればお教え願いたいと思うんですけれども、教育委員会がこういうツールを使ったいじめに対して、どのような感じのものを想定してこの中学校はつくっておるのか。もし教育委員会のほうでわかればお教え願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

学校教育課長、永野真仁君。

○学校教育課長（永野真仁君） ただいまの加藤議員さんのご質問でございますが、インターネットを使ってということで、最近テレビ等でもやはり大変話題になる部分であります。多くの場合、聞くところによりますと、LINEであるとかそういったものを介して誹謗中傷というものがございまして、

実は、本町におきましても、LINEではないんですけれども、同好の者が集まるページがございまして、

そこに集まった中で、その対象となるものをばかにしてしまったわけです。それに対して、そのページを運営する者が非常に怒って、そちらの人間を特定して責めるというような、そういうような事件が実際に起こったことがございます。そういうようなものに関しては、なかなか発見も難しいですし、特定というのは素人ではできませんので、警察のほうにそういった専門の機関がございまして、その辺を利用しながら、定期的にいろいろなページのほうを見ていただいたりとか、また実際に何か起こった場合には、その運営をしているところに削除をお願いしたりとか、そのような形で具体的に動いていただいております。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 今、一例をお聞きしたところでありますけれども、最近はやりのLINE等で、送ったけれども、読んでいないとかいうような感じがすぐLINEだとわかってしまいますので、そこでまたいろいろな問題が生じてくる。都会では結構そういう問題が起きているようであります。

十分、本町も、この辺、教育関係、考えていただいて、早く芽を摘むというようなことが必要なのかなと思いますけれども、それには、そういうものが、どういうツールがあって、どういう方法があるのかとか、いろいろ勉強もされてくれていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、前回どこかでも聞いたことがあるんですけども、わかれば大体の感じでよろしいんですが、中学校において、調査をいろいろされておると思いますが、中学生が自宅に帰って、インターネット回線で何かをできるという状況にある比率、及び中学生が携帯電話を所有している比率等が、ちょっとアバウトでいいですけども、わかれば、データの的にありますか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

学校教育課長、永野真仁君。

○学校教育課長（永野真仁君） ただいまのご質問でございますが、申しわけございませんが、手元に数字はございません。ただ、先日、私、海外のほうに交流団の引率をしてまいったわけですが、みんな持っていました。ですので、非常に身近な部分で、保護者も認めておりますし、ほとんどのお子さんが持っている、当然使っているというふうに判断いたします。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 中学生はもうほとんど持っているという、小学生も持っている人が相当多いのかなと。

利用の方法によっては、いろいろな緊急時の連絡とか多様な使い方ができるわけで、便利なツールであるとは思いますが、ほとんど100%ということで、中学生はもうよろしいですね。

これだけ普及しちゃったものでありますから、どうしても相手の目を見ないで話ができるというところで、言いたいことを言ってしまうとか、いろいろな多分弊害が出て、今後も出てくるんだと思います。十分教育委員会も勉強していただいて、十分な対応をとっていただきたいと思うところでございます。

それから、近隣の市町村の教育委員会を見渡しますと、本町はあるかもしれませんが、一宮町が平成26年9月、長生村が平成27年3月ですか、いじめ防止対策推進条例を制定しております。どちらもほぼ内容が同じですから、本町の教育委員会も、出していないと思う、承知はしていらっしゃると思うんですが、この

条例の特筆すべきことは、町の条例ですから、町民に何らかの依頼とか足かせとかそういう決まりをつけるのが条例ですので、あれですが、保護者、住民のいじめに対する役割、また報告してくれとか、見たらどうにかしなさいとかいうことなんです、決めて載っております。さらに、これは附属機関としていじめ対策協議会を設置するというようなことで条例をつくっております。

本教育委員会で、このような動き、もし進んでおればその状況、もうやっていたらそれでいいんですけども、その状況をもしお聞かせいただければお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） いじめ対策、その条例ということになりますけれども、本町でも、もちろん早急に立ち上げなくちゃいけないと思いますが、今後早急に検討してまいりたい。

いじめというのは、議員さんおっしゃるように、学校だけで解決できる問題では全くありません。もちろん、家庭があり地域があり、皆さんの目で、みんなで見守っていくということでなければ効果がありませんので、これは必要なことだろうというふうに思いますので、今後検討していきたいというふうに思います。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） よろしくお願ひしたいと思います。

それで、不登校も、先ほど年間30日、年間たってみないとこれは不登校と認定するかどうかわかりませんが、続いて3日休んだと、担任もいろいろ聞いているけれども、よくわからないというような事態がままあると思うんですね。早目、早目の対応がこれは大事な話だと思うんですが、そのような、90日待って云々ではなくて早期対応について、教育委員会から何か指示をされておるかどうか、もしわかれば。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 教育委員会から特に何か指示ということでなくて、常にこれは当たり前のことでありますので、現在、いじめも不登校も、防止というのは組織で対応していくことを基本に、早期発見、早期治療という考え方で各学校とも進めております。

各学校では、議員さんおっしゃるように、いじめ防止対策マニュアルも策定したり、毎年その見直しを図ったり、あるいは毎学期児童・生徒にアンケートをとったり、それから児童一人と面談をしたり、いろいろな方向で、早目に不安や悩みを解決してあげる、早期発見、早期治療というのが最大の解決法だというふうに、学校も教育委員会も認識しております。

ですから、当然大津市のような、隠したりするような状況であればこれはもうとんでもないことで、いじめが解決するどころかどんどん深まっていく、大きないじめにつながっていくということでもありますので、それは絶対ないように私たちも指導していきたいと思ひますし、学校でも毎週生徒指導委員会というのをやっています。それは、組織で対応していくための大事な会議でありまして、情報を共有して、そしてみんなの目で指導していくということでもありますので、この条例につきましても、学校だけではとても解決できない問題もありますので、地域の方々の、あるいは保護者の方々の協力をいただくためにも必要だなというふうに考えております。

それから、長欠につきましても、30日前に、大体どの学校でも2日続けて休んだりすると、必ず家庭訪問をしたり電話で連絡をしたり、あるいは保護者とのいろいろな面談を通していろいろアドバイスをしたりというようなことを行っている。つまり、未然に防止する、いじめとか長欠が難しいのは、大きくなっていってしまうてからはなかなか解決が難しい。ですから、早期発見で未然に防ぐ、こういう積極的な対策に学校は力を入れてやっているというところであります。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 年間30日でしたね。

あと、スクールカウンセラーが月3回学校に来ているというように聞いておりますけれども、この生徒指導委員会にもそのカウンセラーが出てくるのかどうかありますが、ちなみに今年度、毎年変わるかどうかわかりませんが、性別と年齢と、どのくらいいつも週勤務されてくれるのか、また、そのカウンセラーから直接教育委員会に報告が上がるのかどうか、そのことをちょっとお聞きしたい。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

学校教育課長、永野真仁君。

○学校教育課長（永野真仁君） ただいまのスクールカウンセラーに関してであります、こちらのカウンセラーについては、県のほうから、先ほどありましたように、1名派遣がなされております。

ただ、こちらの方につきましては、女性の方でお若い方なんです、長南中学校のほうに派遣になっておるわけですが、実は兼務という形になっておりまして、茂原市のほうの本納中学校と兼務をなされています。先ほど、月に3回程度ということでございましたが、基本的には、週に1回程度で、1日6時間勤務という形での派遣となっております。

このスクールカウンセラーから直接委員会へというようなお話でありましたが、直接的に私のほうに報告が入ったというのは、これまでにはございません。先ほど教育長の答弁の中にもありましたように、生徒指導委員会、また教育相談の担当等もおりますので、そういった会議の中でのさまざま、お話が出たことに関しましては、その代表であるとか校長から報告がございますので、直接的なものは今のところございません。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） わかりました。ありがとうございます。

今、学校でもいじめも不登校もあるという話をお聞きしたわけですが、まだ、このほかに潜在的に潜んでいるものがあるのかもしれない。先生方は教育のプロですからお任せをいたしますが、スクールカウンセラーも大事ですが、先ほども言いましたとおり、一番いつもくっついている学級担任がクラスの生徒・児童を全部見ておるということで大事だと思います。ひとつその辺、またよろしく願いをしまして、この質問は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

最後の質問でございますが、教育委員会のホームページによる情報発信についてということで伺いたいと思います。

郡市内の教育委員会には、大なり小なり、各自治体のホームページに、リンクとございますか載って、各教育

委員会の情報を発信しております。眺めてみますと、現在のところ、自治体のホームページの表紙、トップページに、教育委員会というふうに銘打って教育委員会の入り口を示すようにしてあるのは、恐らく茂原市と白子町だと思います。本町を含めて他の町村は、教育委員会のページまでたどり着くのがなかなか大変でございます。

最近、大きく変化しているんだろうと思ったところが、一宮町の教育委員会なんですが、最近一宮町の教育委員会は、ホームページのリニューアルをした。その前の状況はよくわかりませんが、委員会にITに強い役場の職員が派遣されたらしいです。町のホームページの構築には、当初100万ぐらいかかったというふうにその先生からお聞きしましたが、一宮町の教育委員会では、国の無料のソフトを使って、ネットコモンズとかなんとかと言っておられましたが、無料でそのソフトを使って教育委員会のホームページを立ち上げました。なるほど、見ますと、ほかのところから見れば立派なものだなというふうに思いました。

本町の教育委員会、教育関係の情報発信は、そこそこされている感じはあるんですが、画面の構成等、探し方、探しやすさ等を見ますと、多くの改善の余地があるのではないかとこのように思っております。

各委員会の報告などは、報告と銘打ってはありますが、会議の結果の内容ではなく、会議のレジュメといえますか、題目、会議項目の羅列にとどまっている感がありまして、各委員がどういう発言をしたとか、これは教育委員会に限らず、町のほうの一般行政の各委員会のほうも、前からお願いしているとおおり、やっぱり会議録をアップしてもらいたいと思っているわけですが、教育委員会についてもそういう感じが否めないという感じを持っております。

また、社会教育、生涯教育関係では、公民館とか郷土資料館、図書館、スポーツ、歴史、各種行事、各種サークルや教室等々、いろいろ発信するべき項目があるだろうと思います。

町では、現在ホームページのリニューアルを進めていると思いますが、教育委員会は、今回の町のリニューアルにあわせ、何かリニューアルを検討しておるかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 議員さんご質問の、教育委員会のホームページのリニューアルということでお答えしたいと思います。6月定例議会の中でご質問がありました総合教育会議の情報発信と、こういうご質問をいただいた際に答弁させていただきました内容と重複するわけですが、町ホームページのトップページには、明確な、議員さんおっしゃるような教育委員会のリンクがなく、在りがわかりにくいという指摘ももちろんあります。

それから、教育委員会の発信する内容には、多くの個人情報を含むことが多くありますので、ホームページに開示可能なコンテンツとそうでないものがあります。そこをしっかりと精査しながら、10月の長南町ホームページのリニューアルに合わせて、より多くの方々にごらんいただけるように、面倒くさくない、いわゆる複雑でない方法でできるだけ早く到達できる、ごらんいただけるような、積極的かつ広く情報発信をしていくために準備をしているところであります。そういうことで。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

どこのホームページも、つくったら終わりではなくて、それからの毎回の更新といいますか、差しかえ、入れかえを追加していかなきゃいけない。そこがスムーズにできる体制をどのホームページもとらなくちゃいけないと思います。すぐ更新をしていかななくちゃいけない、今日会議があればあさってにはもうそれを載せておくというような体制を、教育委員会に限らず、町のほうも当然とってこなくちゃいけない、議会もあるんですけれども、そういうことがあります。

近隣で、先ほど言いましたとおり、一番参考になるのは、金のかからないことであまくやっている一宮町ではないかなと思います。一度行って聞いてみたいとも思いますけれども、教育委員会、よくその辺、近隣の見渡していただいて、また日本全国いろいろな教育委員会のホームページがあろうと思いますので、その辺十分検討していただいて、よりよいものをつくって、よりよく、より見やすく、新しい情報が載っておるということで、前回森川さんがいつ載せたんだというようなことも言っていました。その辺も考えて、これはいつ載せたページで、いつ改訂してあるんだと、3年前のがまだ載っていてもおかしい。3年とはないですけれども、おかしいこともあります。ひとつよろしくお願ひします。

ところで、今教育長がおっしゃられた総合教育会議の話なんですけど、本町では7月22日に行ったということがホームページに載っておりました。町長が主催ですから、町長が集めてやった会議のはずですけれども、その結果をどこに載せるか。教育委員会に載せるか、町のホームページにメインに載せるか。町長が主催するものであるから、町長は町長の、自分の町のホームページに載せて、それが教育委員会もリンクしているというのがいいのかなとは思いますが。

それは別として、茂原市は5月21日に行い、睦沢町は7月28日に終わっておって、いずれもその内容が載っております。発言者、教育長が何を言ったか、総務課長が何を言ったか載っています。どちらで、教育委員会か町がやるのはいいですけれども、この議事録第1回目をホームページ等で公開する予定があるかないか、お聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

学校教育課長、永野真仁君。

○学校教育課長（永野真仁君） ただいまの総合教育会議の情報発信ということで、確かに議事録に関しまして公開ということであらうございまして、積極的にホームページのほうで公開をしてみたいと思います。

それについては、現在準備中ということで、大変恐縮ではございますが、10月のリニューアル時に盛り込んでみたいというふうにご考慮いただいております。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） わかりました。

10月にアップされるということで、またよろしくお願ひいたしたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） これで、9番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

◇ 仁茂田 健 一 君

○議長（板倉正勝君） 次に、10番、仁茂田健一君。

〔10番 仁茂田健一君質問席〕

○10番（仁茂田健一君） 10番、仁茂田です。

議長のお許しを得て、通告件数2件について質問させていただきます。

まず1点目として、農業支援について伺います。

長南町では、基幹産業は稲作であります。将来にわたって維持発展させるためには、長南産米としてブランド化し、町独自の流通ルートを確立して、高品質米として売り込む努力が必要であると思います。

そこで、今までハード面の支援を受けた営農組合及び認定農家も、より多く収入を得るためには、現状のJ Aに頼りながら企業経営の方向転換を考えるべきだと思います。

また、営農組合、認定農家では、個々に努力しているところですが、経費がかかりすぎ、努力して自己販売等を兼ねている状態です。個々のでは無理が生じてしまいますので、町全体として、長南産米をブランド化して売り込む方法が効果的ではないかと考えます。

そこで、町からの支援策として、ハード面の支援だけでなくソフト面への支援も必要ではないかと思いますが、町長の見解をお聞きます。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 農業支援についてのご質問ですけれども、本町では、食味のよい、おいしい良質米のコシヒカリが生産されております。この長南産コシヒカリの販路拡大を図るためのPRといたしまして、毎年グレートアイランドで開催されます伊藤園レディースゴルフ大会の優勝副賞として米10俵を提供しております。

また、3年目になりますけれども、町内8カ所のゴルフ場で実施しておりますゴルフ場キャンペーンの当選者1,600名に、購入申込書というものをつけて3キログラムの米を送付しております。さらには、東京家政大学緑園祭において、1キログラム入り350袋を半額の価格で販売するとともに、チラシの配布も行っております。

そのほか、町内の各イベントや彼岸の時期には、笠森霊園でも販売するなど、そのPRを図っているところであります。

今後も、水稻生産の持続的な発展を目指していくためにも、機会あるごとに長南産米のさらなるPRに努めてまいりたいというふうに思っています。

具体的な方法については、これからいろいろと検討させていただきますけれども、大規模農業者あるいは営農組合の皆さんとも話し合いながら、できれば大胆な試食会を設けるなどして、長南産米の食味のいいところを宣伝できればいいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 10番、仁茂田健一君。

○10番（仁茂田健一君） 米のほうは努力していただいているという、今、意見を聞きましたが、米のほうもまたそれに対してだけでなく、あらゆるそういった準備とか何かいろいろする経費もかかるんですよ、いろ

いろとあらゆる、名前とかポスターとかも、そういう経費面のほうもぜひお願いしたいと思います。米のほうは。

それと、あと米のほうで支援のことでありまして、各種生産物、長南町のそれは、野菜とか何かそういうのが生活のあれでしているところは米だけなんですけれども、あとほかに1つとして例を挙げてみますと、ちょよな丸くんの特産物に対するものが、後継者不足でだんだんなくなっていくような、そういう状況も見られますので、そのほうの支援に対してもお願いできればということでもありますので、そういうソフト面、小さいそういうソフト面の支援も考慮してもらいたいと思いますけれども、どういうものか、ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） 仁茂田議員さんのただいまのご質問でございますけれども、現在、町内では農林業の関係、16の団体によります協議会が設立されております。農林業生産組合等連絡協議会と申しますけれども、この協議会の目的が、農産物の振興及び組織の強化、または農林業生産団体の育成強化、このようなことを目的に活動していただいています。主にイベントの実施など、また視察の研修、そういうことも活動していただいております。

町は、この協議会に活動の補助金として支給をしておりますけれども、さらに町としても、どのようなことが支援できるか、またこの協議会も通じてご意見をいただきながら、農業の活性化を図っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 10番、仁茂田健一君。

○10番（仁茂田健一君） では、ぜひともその件については話し合っ、できるだけソフト面に対するの支援をお願いしまして、農業支援についての質問を終わりにさせていただきます。

続きまして、2件目の随意契約についてお聞きします。

要旨として、平成26年度の随意契約状況を見ますと、工事内容や契約金額から判断して余りにも多くの随意契約が執行されています。執行責任者としての町長の随意契約のあり方に対する基本的な考え方をお聞きします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 随意契約についてのご質問ですけれども、契約につきましては、入札によることが原則ではありますけれども、法令の規定によって随意契約も行っております。

26年度の工事における随意契約で、予定価格が130万円を超える工事は8件ございました。それぞれ随意契約にしたほうがスムーズで効率のよい事業執行ができると考えたわけでありまして、その内訳ですけれども、契約の目的が競争入札に適さない場合が2件、緊急を要する場合は1件、本体工事と密接に関連し、期間の短縮、経費の節減ができる場合が1件、時価に比べて著しく有利な価格で契約を締結することができる場合が2件、競争入札に付し入札者がいない場合が2件となっております。それぞれ法令に基づいた契約を行っている

ころでございます。

今後とも、契約に当たりましては、法令遵守はもとより、契約の公正性を保持し経済性の確保を図るべく、適正な執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 10番、仁茂田健一君。

○10番（仁茂田健一君） 今、町長がおっしゃられました、基本的に地方自治法に基づいて行われているということですが、平成26年度の随意契約を見ますと、総額約6,000万、そのうち予定価格が普通自治法の定める130万円を超える工事は、町長がおっしゃったとおり8件あります。

でも、随意契約というのは、一般から見ますと不透明なため、町民、町外者等から、業者とのなれ合い等、多くの批判が出ているような状態です。そういう出ている執行部として、随意契約の今までのあり方を見直す考えはありますか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 先ほどもお話ししましたように、随意契約については、随意契約をしたほうが要するにスムーズに、効率のよい事業執行ができるという場合に、法令に基づいて行っているわけでありまして、結果として業者とのなれ合いという意見は、その部分だけを見るとそういうふうに見えるかもしれませんが、随意契約をするに当たっては、例えば2者あるいは3者から見積もりをとるとか、事前に、あるいはどうしても1業者しかこの製品を取り扱っていないとかと、先ほど具体的な契約の内訳についてはお話ししましたが、それぞれの個々の根拠があって随意契約をしているということでございますので、今後も、法令に基づいた契約をしたほうが、より効率的であるというようなものについては、随意契約をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 10番、仁茂田健一君。

○10番（仁茂田健一君） 今、法令、法令と言いましたけれども、今確かに法令は、金額はそういう130万以下ということではありますが、あと項目としては、地方自治法にあります1から9までいろいろな項目がありますが、中には無理やり当てはめるような言いわけでやっている事業も見られると思うんですけども、そういうのに対して期間がないとかそういうことは、どういうのを、では、期間がないと言うのか。町では、どういう期間を期間がないと言うのか、それを教えていただきたいのです。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 緊急を要する場合ということなんですけれども、例えば災害復旧とかそういったものについては、これは緊急を要する場合ですので、入札に適さないというようなことであります。そういったものが時間的な余裕がない場合であって、特に最近多いのが、やはり建設費の高騰によって、入札に付しても落札者がいないという場合も出てきております。そういう落札者が出てこない場合については、うまく随意契約を使って工事執行していかなければならないという部分もありますので、そういった場合にはそれを使わせて

いただいているということでもあります。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 10番、仁茂田健一君。

○10番（仁茂田健一君） 町長、今伺いましたら、入札に付さないということで随契を使ったというようなあれなんですけれども、それを1回ですぐ随意に持っていくというんじゃなくて、検討して、再度入札にかけると、そういうあれは起きないですか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 入札に付して落札者がいない場合、今はなかなか考えられにくいことなんですけど、指名競争入札なんかの場合ですね、全業者が辞退ということがあるんです、辞退。要するに、入札を辞退することです。そうすると、入札をして、予定価格に満たない場合についてはどうするかという問題がありますけれども、辞退するようなことになると、やはり事業がなかなか先へ進まないというようなことで、そういった場合には、いろいろと随意契約というような手段も用いなければならないというようなこともございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 10番、仁茂田健一君。

○10番（仁茂田健一君） 今言われた、指名入札で辞退することとは合わないからやらないということであって、随意ではやる。ということは、何らかのあれがあるから、ではやりましょうということになるんですか。

指名入札で業者を出しますね、まず。出して、指名業者が合わないからやらないということで辞退する。誰もやらない、事業が進まない、では随意でやるということは、ほかの業者が合わないからやらないで、随意でやるということは、何らかの話し合いがそこであると勘ぐられても仕方ないじゃないですか。どうでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） これは、随意契約の場合は、先ほど申し上げましたように、結果として事前に水面下で話し合いがあったんじゃないかというふうに見られるケースというのは、結構多いんです。多いんですけども、事務方としては、やはり適正な執行をしているつもりでいます。

ですので、確かに指名競争入札の中で全業者が辞退ということであったとしても、今度は指名競争以外の業者に声をかけて、その中で折り合いがつけば随意契約をさせていただくと、そういうこともあるわけです。実際にそういう形で進めているものもありますので、そのところをご理解いただきたいというふうに思っています。

○議長（板倉正勝君） 10番、仁茂田健一君。

○10番（仁茂田健一君） 先ほど言ったように、指名競争入札から外れた業者に対して、もう一回、再度私は入札をかけてもいいんじゃないかということで、最初は言ったんですけども、そういうことで言ったら、そういうあれは事業が進まないとか言ったから、今そういう意見を出したんです。

あくまでもそれにのっとってやるということであれば、またこのような事態が、町民からもとやかく言われ

るような、批判めいた言葉が出るというようなことがあり得ると思いますけれども、その点どうでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 先ほど、冒頭お話ししましたように、やはり契約は原則は入札なんです。随意契約というのは、特例中の特例というようなことで捉えています。ですので、あくまでも事業執行に当たって必要な場合に、法令の縛りの中で執行していくということで、ご理解をいただければというふうに思っています。

随意契約を乱発するということではありませんので、あくまでも法令に基づいて行っているということでご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 10番、仁茂田健一君。

○10番（仁茂田健一君） あくまでも法令に基づいて、乱発はしないということをお聞きしましたので、十分検討していただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（板倉正勝君） これで、10番、仁茂田健一君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩します。再開は2時15分を予定しております。

（午後 2時00分）

---

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時14分）

---

#### ◇ 森川剛典君

○議長（板倉正勝君） 次に、5番、森川剛典君。

〔5番 森川剛典君質問席〕

○5番（森川剛典君） 5番、森川剛典です。

議長のお許しを得たので、衣食住のうち住宅関係について、一般質問を2件させていただきます。

それでは、早速1件目の空き家対策について伺っていきます。

今年3月26日に、空き家対策特別措置法が制定され、5月26日からは市町村でも施行できるようになりました。これは、日本全国で10軒に1軒の空き家があるという報告もあり、このような状況を踏まえ、国も空き家対策に本腰を入れ始めたからです。そして、既に動きの速い市町村では、空き家対策に真剣に取り組んでいる自治体も見受けられます。

我が長南町も、過疎地に指定されるだけあって、空き家は各地区にいろいろな形態で見受けられます。地元の蔵持地区だけでも115軒家がありますが、空き家は数えてみると14軒ほどあります。そして、またあと数戸ですが、ひとり暮らしの空き家予備軍という、そういう状況もあります。

そんな中でも救いは、居住関係のよい家は、町外の方が空き家を改築して住んでくれて、先日は、田舎暮らしということで、いろりを近所の方と囲むシーンがテレビでも紹介されていました。この方は、地域の役員も積極的にやっていただいて、地域住民の中にも溶け込んでいます。このほかにも、畑のある暮らしがしたいと

いうことで、もう一軒、セカンドハウスの使用されている方もいます。わずかな希望ではありますが、町内でも何件かこのようなことを見受けられます。

今は、転出される方も多くいられますが、転入される方を少しでもふやしていくことが肝要だと思いますので、空き家対策特別措置法が施行できるようになった機会、今を捉えて私の質問事項にお答え願いたいと思います。

では、要旨の1点目ですが、空き家対策特別措置法の施行後、現況の把握と今後の取り組みをどう考えているかということで、空き家にも、ただの空き家と特別措置法に該当するような空き家があると思いますので、それが把握できているか。もう一つは、空き家に対して該当する物件があるとすれば、今後どう対応していくのか、その辺について回答をお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 空き家対策についてのご質問ですけれども、今、森川議員おっしゃったように、近年、地方に限らず東京、大阪など大都市圏においても空き家は多く見受けられ、密集地では、倒壊などが懸念されることから、空き家に対する管理方法を定めるなど、対策が徐々に進められております。地方でも、少子高齢化、過疎化などが要因となり、空き家がふえてきている状況であります。

本町では、過去に空き家の有効活用を図るべく、各区長さん方へ空き家情報等を報告いただいたことはございますけれども、特別措置法における空き家等についての調査は現在実施しておりません。おりませんけれども、何よりも地域住民の生活環境に影響を及ぼすことが懸念されますので、その生活環境の保全を図り、あわせて空き家等の利用促進を図るためにも、調査は必要となってくると考えております。

今後の取り組みについては、近隣町村も同様な問題を抱えておりますので、情報交換をしながら、一緒に取り組みの仕方について調査研究をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 今後、近隣市町村とお話ししてとかございましたが、調べますと、白子町のほうは、6月議会で300軒を超過する空き家がある、うち12軒は使用不能、これから基本的な計画を策定していくと。睦沢町は、3月の定例会で国の法整備に合わせていく。長生村では、現在準備中で、これから実態調査を行った後、空き家対策計画を進めていくとなっております。

そういうことで、長南町についても、蔵持地区ほどあるとは思いませんが、本当に10軒に1軒程度、そしてこれはやはり調べてみないと認識が浮かばないと思うんです。私も、正直、まだ数えたのが、2日前ほどにどのくらいあるかなと数えてみました。ほかの地区はわかりにくいので。ということで、実際にその状況、数を見ていると、これはやっていかなきゃいけない数がある、そういう対策が必要だと思われるので、ぜひ調査を早目にして取り組んでいただきたい。

そして、今後の取り組みについて、もう少し述べさせていただくと、間違った情報も町民の間で飛び交っております。少なくとも、空き家特別措置法を正しく理解しないで、空き家になると今度は固定資産税を6倍払わなきゃいけないんだよと、そのような情報が流れている。

どうせ流れるんだったら、正しい情報ですね、空き家対策特別措置法が指定されなければすぐにはならないよと、それも1年間余裕を見るんだよとか、その辺についてももう少し具体的に示してもらいたと思いますが、具体的な動きをもし考えているようであれば、お願いしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） 具体的なことということでございますけれども、この措置法における基本的な考え方というのは、まず所有者に第一義的な管理責任があって、市町村の役割としては、空き家等の体制整備、次に空き家等の対策計画を作成することによって、必要な措置などを実施するということになります。

ご質問の要旨にある、具体的な方法を対外的に示していくには、やはり計画の作成が必要になってきますので、法律にのっとりこれから役場内の関係各課、こういったところと共同体制をとって、統括する窓口を決めて、今後長生管内と情報提供いただいたりして進めていくということになるかと思いますので、そういったことをご了承いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） これから調査して、そして1年間たったら認定をすとか勧告をすとかいう、実施のリサイクルですね、実際につくっていくと、そういうことをすることによって、町民のほうも今は勧告はされないけれども、空き家対策特別措置法の空き家と該当しないけれども、やがては10年たったらそういう認定される、崩れちゃうんだ、そうしたら早く、これから空き家バンクの話をしますけれども、空き家バンクのほうに回していこうとか、人に貸す、あるいは売却しようという話も出てくると思っておりますので、進めていくには重要な施策になっていくと思っておりますので、ぜひお願いします。

皆さん、まだ危機意識がないんですけれども、私の近所で、実はもう玄関がめちゃくちゃに壊れて、ガラスが割れています。そして屋根があるぐらいの家で、もうぼさぼさですね、こういう家がある。数年前ですけれども、玄関の中に布団が入っていた。そして、他市町村のごみ袋が2つほど置かれていました。これは、見つけた人間が片しましたけれども、やはり衛生環境、そしてこの近所の家、道路のほうに木も出ております。ということで、そういう被害状況は、環境を害している面もありますので、早急にぜひ実施のほうをお願いしていきたいと思っております。

それでは、続いて、要旨の2点目に入らせていただきます。

空き家情報バンクですが、空き家特別措置法やこれまでの実績を踏まえて、取り組みを見直して強化する時期に来たと考えております。これは、たまたま空き家を探すということで、空き家情報バンクに登録することと、空き家がないかという人の相談に乗ったことがあるということで、この辺はそういう立場の人間として今回質問させていただきますので、今の強化すべき時期についてどう考えるかと、この辺についてのご答弁をお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 空き家対策についてですけれども、空き家対策特別措置法の施行によりまして、空き家が周辺住民の暮らしに悪影響がある場合、市町村は、特定空き家として所有者に撤去や修繕の勧告命令ができ

ることとなりました。

具体的には、建物が壊れて倒壊しそうな場合や、ごみが放置されて悪臭がしたり、ネズミやハエが発生したりして、日常の生活環境が悪化する場合、あるいは道路に庭木の枝がはみ出て通行の障害になったり、窓ガラスが割れて誰でも入れる状態など、放置されている場合などの空き家について、その対策に取り組む方向性を解決すべく、法律が制定されたものであります。

したがって、まずは町内の空き家の実態を調査把握していくことが、まさしくそのスタートになるものと思っております。そして、次の段階において、空き家情報バンクの側面から捉えた、いわば住める空き家を特定し、有効活用を図っていくべきと考えています。

それには、何よりも所有者のご理解とご協力なしには進まないわけですが、行政としても、何らかの支援策がとれないかどうか、ちょっと研究をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） そういうことで、長南町は、空き家情報バンクというのが、ホームページを見ていただくとわかりますが、そちらのほうに今13件ほどありまして、その13件、今3件ほどしか表示されていない。残り11件かな、この辺は取り組んできてどうなっているのか、その成果とか結果を教えてくださいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、森川議員さんのご質問の要旨の、今までの成果ということでございます。

空き家情報バンクにつきましては、長南町空き家情報バンクの制度の要綱というものを平成18年2月に制定して、その時点からスタートしておるといような状況でございます。

ご案内のとおり、この導入のきっかけにつきましては、やはり社会情勢、価値観、ライフスタイルの変化、そういった多様性に鑑みまして、田舎暮らし、自然志向、そういったものが注目されつつあったということでございます。

一方では、農村集落のほとんどが高齢化あるいは農業の後継者不足、そういったもので空き家、荒れた農地といった問題が発生して、これらの課題も解消すべく、農村機能も保全し、町の活性化に結びつけようというようなシステムが、この空き家情報バンクの趣旨でございます。

真面目に田舎暮らしを考える方に、そういった場所を提供して、借り手と貸し手の出会いをいわばサポート、支援するもので、あくまでも町としては、仲介業務を紹介させていただくということを目的としております。

したがって、現在、森川議員さんの調査のごとく13件の成果ということで、それに対するものについては全て成功しておるといようなことで、入ってきた人物がやはり町外から来て、その地域の方々にご迷惑を及ぼしているとかそういった話は現在聞いていないといような状況でございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 実績で言っていたいたんですが、名前はともかく、具体的には苦情は聞いていないけ

れども、いい人が来たとか、そういう話はないんですかね。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 空き家情報バンクとは直接は関係ないんですけども、やはりそういった田舎暮らし、定年退職して長南町の自然、気候、風土、そういったものが東京近郊にあって非常にいいというような形で、こちらに来て直接住んだ方が何名かおられます。そういった方は、実際問題いろいろと長南町の農業に携わって、自ら土に親しんで農業をするというような形で、いわば違った方向から長南町の活性化に結びつくような、底辺からの方向に一翼を担っているような方もいらっしゃる。

そういった方々も、過去、私、政策室にいた中では、いろいろな協働というような業務に携わっている中で、そういった方の知恵をかりながら、委員として要綱を策定したというような経緯等もございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） そういう実績例というか、私のほうで空き家情報バンクではないですけども、空き家の中で、市野々の若い夫婦の方ですが、県外から住んで、もうお子さんが生まれている。お子さんが大きくなり始めたら、いい町だから、県外にお父さん、お母さんがいるので、その方を将来的に呼ぼうと、それを知った近所の方が、私の隣の家も空いているから、この家を何とか紹介してあげようかと、そんな動きも出ていますので、こういうものが空き家情報バンクを通じて広がっていけばいいと思います。

その中で、苦言を少し申し上げさせていただきますが、町の空き家情報バンクですけども、主にホームページですね、町に直接来る方もいられるようですけども、やはり充実を図らないといけないと思います。宅地面積が入っていない。写真も1枚きり。そして物件を売ろうとする意欲がないのは、これは民間とは違って手当もないですからしょうがないような気がするんですが、もう少し人を呼び込んで住んでもらおうというような意気込みをやっぱりホームページの中に見せていただきたいと。

他市町村の取り組みを見ていると、写真も外観だけではなく、中、キッチンだとかトイレとか自慢のところとか、そういう写真が出ていたり、あと目標ですね。現在、もう3件しかなくなって、商談中が2件ですから、残りは1件。これも長く載っていますから、ほとんどないような状態だ。今後出てこない、やはり空き家情報バンクの意味もないかと思しますので、ぜひお願いしたいと思います。

ここで、また苦言の続きではございますけれども、今年の最初です、仮にAさんという方が、町役場のほうにもお見えになったと思うんですが、空き家の情報を調べたいと。3件ほどしかなくて、それを見たら私には合わない。仮の空き家を借りて住んでいたけれども、そこは道路が細くて軽しか入らない。そして排水が悪いということで、ほかの場所を探す。半年ぐらい探していました、いろんな人に紹介されて。ただ、見つからなくて、残念ながら長南町にお住みにならずに、ほかに行ってしまう。こういうこともありますので、ぜひ長南町に住んでいただくためにも、取り組みの強化をお願いしたいところです。

それでは、ホームページのほう、空き家情報バンクについて、もう一つは、登録するメリット、こちらのほうがないと思うんです。なかなか物件は出てこないでしょうけれども、町の方が登録するメリット、この辺をぜひ出していただきたいと思います。

睦沢町のほうは、空き家登録促進奨励金などのようなものがありますが、これは登録すると、成約したときに何万円とか、そういうものが出ます。要するに、登録することによって、登録する側にメリットがある。こういうものを考えてみたらどうかと思いますので、ちょっとその辺についてのご検討をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、森川議員さんおっしゃいますとおり、空き家情報バンクに登録するメリット、ご質問、今おっしゃったとおり、お隣の睦沢町では、そういった空き家の利用促進事業というような形で、賃貸物件が成約した場合、3カ月以上もしもその賃貸が所有者と借り手でうまくいった場合には、1物件10万円の奨励金等を出すような要綱等を作成してございます。

それと同じように、また別では、空き家のそれぞれの部分改修といいますか、空き家の資産価値を高めるような形、空き家助成そのものの制度に特化したような、例えばトイレだとか台所の水回り、そういった部分的な修繕、改善といったものに対する少額の助成金、ちょっと周りを調べてみましたら50万円程度です、そういったものもございます。

県内の54市町村で、このような空き家情報バンクに要綱、そういったものに携わっているところは、7市4町、11の市町が県内にはあるというようなことを調査いたしました。

そういったことで、今ご指摘のあったとおり、また別の形で、空き家情報バンクに通ずる部分で、空き家に特化したものについての助成制度、いわゆる補充的要素の部分として、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 今、補充制度があると、出ていかれた方も、浄化槽がなかったのも、これを整備するときに改修をしていただきたい。ただ定住促進法だと、45歳以下になるんです。奥さんが45歳を超えていたものですからひっかからない。こうした場合には使えないので、登録された物件については補助を出していただくとか、あるいは以前に27年3月の定例会で、住宅リフォーム助成制度創設の発議がなされておりますけれども、これも有効に使えるものかと思うんですが、これについては進んでいるかどうかだけお聞きしたいんですが。住宅のリフォーム助成制度、27年3月の定例会で発議されているんですが、これについてはその後進んでいますか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

建設環境課長、岩崎利之君。

○建設環境課長（岩崎利之君） 住宅リフォーム助成制度の創設の発議が、平成27年3月の定例会であったということですが、住宅リフォーム助成制度の創設につきましては、以前にも一般質問を受けた経緯がございます。本町では、安全で安心な町づくりに向けた耐震化を推進しており、耐震診断経費と耐震補強工事における補助金の措置をさせていただいているなど、耐震化を優先させていただいているところでございますということをお願いしておりますが、やはり町民が望む住環境の改善、またひいては地域経済の活性化につな

がる施策として捉え、住宅リフォーム助成制度の創設に向けて、前向きに検討していきたいというふうを考えておるところでございます。現在は、まだ進んでおりませんが、前向きに検討していくということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 今、言われた住宅リフォーム助成制度、それから空き家バンクに対してのほうも、年齢に関係なく幅広く、今後空き家対策に対して有効な制度になると思いますので、整備のほうをよろしくお願い申し上げます。

それでは、要旨の3点目に入らせていただきます。

空き家バンクの利用例や転入者の田舎暮らしの情報提供、発信は有用だと思いますので、広報やその号外、町のホームページに取り上げたらどうか、お聞きいたします。

先ほどお話しした、長南町の田舎暮らしのテレビによって、近所の方といろいろ端を囲んでいると、こういう発信がテレビに乗れば、ああ、あそこはいい場所なんだな、長南町は、ということになりますので、やはりそういう情報発信がたくさん出てくると、長南町のいいところを見つけて住まう方が多くなると思いますので、その辺の情報発信をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） ただいまの情報の発信の関係でございます。

ご案内のとおり、一般6月定例議会のほうでも森川議員さんからホームページ等のご質問等あって、その中で、来月1日からホームページを全面リニューアルする予定でございます。

その中で、今おっしゃられた、例えば町外からこちらに来た転入者のインタビュー形式になる、長南町のよさをアピールした、例えば動画、文字の面よりも動きのある動画の発信のほうが、よりPR度は高まると思います。そういったもの、あるいは広報ちょうなん等で暮らしの情報提供などの特集記事を組むなど、いろいろなアイデアを工夫しながら積極的に取り組んでいきたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 今お話しされたように、ぜひ空き家バンクだけではなくて、長南町の田舎暮らし、こういうものを発信していただければと思います。かなり見てみますといますので、広報なんか載せると本当にいいと思います。

それで、最後に町長のほうにお願いですが、この空き家対策ということは、1つの話なんですけど、実は今話をしていても、話に対して答弁していただける方が建設環境課、そして総務課、企画財政課と、各課3つがかかわっておりますが、この辺を空き家対策という事業は1つなので、ぜひ町長のほうで指導力を発揮してやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、続いて2件目の米満住宅跡地の造成事業について、質問していきます。

町では、久々の宅地造成になると思いますが、自信を持って販売していくためにも十分な確認が必要だという観点からお聞きいたします。

住宅地及び周辺の環境確認について、十分な調査やチェックが行われているかということについてお聞きいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 米満住宅跡地の造成事業についてのご質問ですけれども、長南町は、都市計画区域に指定されておりまして、土地開発を行う場合には、開発行為等の規制がかかります。

本宅地開発事業は、千葉県知事の許可と同様の協議・確認を受けなければならない事務手続が必要となります。その協議事項には、建築基準法による崖条例の規制関係や、土砂災害防止法による警戒区域ラインの確認、及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関する、急傾斜地崩壊区域の形状変更手続などがあります。

したがって、危険項目に関する確認作業や、周辺環境などのチェックも受けておりますので、安全で住みやすい住宅環境が用意できるものと思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） この質問に至った経緯は、住民から、米満住宅の下流のほうの人たちから、排水問題は大丈夫ですかと問われたことがありました。また、古い話では、町造成の鍛冶滝団地、こちらは造成後に崖条例ができた、そうすると、資産価値が落ちて困ったと。それとか、南総開発公社がおつくりになった岩撫団地、長南ハイランドの先のほう、保育園の先ですけれども、こちらでは日照が著しく悪い団地があったということで、4月ごろだと思うんですが、私のほうに、ついては引っ越しますと、年齢も来たせいもあるかわからないんですが、以前日照が非常に悪いと言われた方が引っ越した。

こういうことで、環境確認はできているかということをお聞きしております。その辺のことをいろいろ細かく確認されたかということをお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 環境確認、いろいろな確認はしたのかということでございますけれども、先ほど町長の答弁にございましたとおり、こういった宅地開発につきましては、県の確認作業でさまざまな条件がクリアされているか、今一番危険な、建築基準法による崖条例、あるいは土砂災害による警戒区域ライン、あるいは急傾斜地による急傾斜地域の形状変更、そういった危険箇所等々、あるいは当然その宅地で住環境が一つの住宅を形成いたしますので、当然排水、あらゆる環境条件のチェック項目がございます。したがって、そういうものをクリアして県のほうから宅地開発の許可をいただいておりますので、そういったものについては十分信頼がおけるものというふうな形でご理解をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） それで、今、崖の部分の話があるんですけれども、道路から向かって右側ですが、大き

く崖になっておりまして、コンクリート壁ができておりますが、統合小学校のほうも、後からこの辺は指定が  
おりてきたというようなことがあるんですが、万が一にもそういうことがないかということについて、確認を  
させていただきます。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） ただいま森川議員さんのご指摘のあった箇所でございますけれども、その吹  
きつけのやった箇所、それにつきましては、昭和63年3月4日、急傾斜地崩壊危険区域というような形で県の  
ほうから指定された場所でございます。

これにつきましては、崖条例ではなく、急傾斜地の崩壊に関する災害の防止に関する法律ということで、こ  
の区域内で土地の形状変更をする場合には、知事の許可が必要というような規定になってございます。

したがって、この宅地開発事業の事業行為そのものに関しましては、急傾斜地の崩壊に関する災害の防  
止に関する法律第7条第1項の規定に基づきまして、今年5月8日付で形状変更の許可を千葉県知事からいた  
だいております。当然、これにつきましては、工事が完成、竣工いたしましたときも県の検査を受けるという  
ような形で、その調査を経てから宅地分譲の販売という事務手続になっていきますので、よろしくご理解をい  
ただきたいと存じます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） そういうことであれば、統合小学校のように問題は起きないというふうに考えます。

ただ、アフターフォローということで、細かく言ってしつこくて申しわけないんですが、鍛冶滝団地1階、  
下の土手のところが膨らんで、後ろにおられる人が非常にご心配なさって、町のほうにアフターフォローを求  
めたら、その後工事をしてくれたと。

今後、米満住宅跡地については、そういう問題も、万が一ですね、崖だって崩れないことはないでしょうか  
ら、そういうアフターフォローはお願いできるものなんでしょうか。その辺は、言っていただくと販売する  
ときには町が保証しているよと言えるんですが、どうでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） この関係のアフターフォローという形なんですけれども、宅地工事、販売する  
においては、県のほうから、法律ではそこまでフォローしてどうのこうのというような規定はございません。

ただし、安全・安心な宅地分譲ということにつきましては、いささかも問題はないというふうに認識してご  
ざいますので、そういった点でご理解をいただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） わかりました。

では、安全・安心ということで、私のほうもそんなふうに使わせていただきます。

それでは、続いて要旨の2点目に入っていきたいと思っております。

又富団地のように、売れ残ることも十分考えられますが、販売価格や販売方法等、費用対効果についてどう

考えているのか伺います。

今回、この質問通告の後に、広報ちょうなん9月号に載っていましたが、質問の都合上等ありますので、発売の予定時期、それから予定価格、購入方法、購入資格、またプレミアムなどつける予定があるのか、その辺についての回答をお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それでは、米満住宅の販売の関係のご質問について回答したいと思います。

まず最初に、販売の予定時期でございます。これにつきましては、本年11月ごろを予定しております。

それと、販売の予定価格につきましては、近隣の取引事例、売買価格等を参考に、ブロックごとに平米当たり8,500円から1万円の範囲というような形での販売予定価格を予定しております。

それと、区画数については13区画、販売区画面積につきましては、それぞれ1ブロック200.84平米から、最大のところでは214.30平米というような面積となっております。

それと、販売方法につきましては、今、森川議員さんまさしくおっしゃられるとおり、又富団地のように売れ残る、そういった心配については、町長、副町長を交え、幹部で何回も協議をいたしました。売り手市場、買い手市場、いろんな経済予測等ございます。そういった中で、現在はとりあえず先着順の方式、これを基本としていく考えでございます。

それと、購入の資格者につきましては、原則45歳以下の若者夫婦を対象というふうに考えております。

それと、プレミアムにつきましては、商品券のようなものとはちょっと違いますので、若者定住促進条例等ございます。むしろそういった方の対象者ということで、特に販売についてのプレミアムはどうかということについては、考えてございません。

それと、費用対効果が一番ご心配なさっている点だと思います。ご案内のとおり、この造成事業費に比べますと、販売価格が低くなるというような状況にございます。しかしながら、この低販売価格の魅力に重点を置きまして、若い世代の方々が長南町に転入してくることに一番の力を注ぎたい。さらには、町外への転出を防止、そういった2つの方向性から重点を置く。

この関係につきましては、低販売価格、短いスパンで考えるのではなくて、将来にわたってそういった若い方々が長く長南町に定住していただく、そういったことへ、夢と希望を膨らませる次世代へのステップ、こういったこととして捉え、次の展開への足がかり、次につながる事業というような形で考えてございます。

そういったことで、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 販売価格についてお聞きいたしますけれども、8,000円から1万2,000円と書いてあったかな。これを適正価格とは難しいことは難しいんですけども、これが低販売価格とおっしゃいましたけれども、そうすることによって、今まで近隣に住まわれていた方、こんなに価格が下がっているのかということで、近隣の人たちの宅地の資産効果に迷惑がかからないかということと、あるいはここを発端に、長南町中、住宅地価が安いんだということで、ほかの地価も下がり固定資産税が下がるとか、その辺の心配はないかと、ち

よっとそこを考えているんですが、その辺については大丈夫でしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） これにつきましては、今年度税のほうでの宅地の評価替え、そういったことから不動産鑑定評価をとってございます。そういった中で、不動産鑑定評価は、この地区は平米1万300円というような金額をいただいております。

そういった中で、この宅地分譲販売の価格に関しては、その算定根拠、ご案内のとおり、毎年国のほうでは1月1日を基準日といたしましての地価公示価格、それと7月1日を基準とする千葉県の地価調査価格、それと米満地先の近傍類似の価格による不動産取引の実態ですね、そういった取引事例、売買価格などを参考に、この不動産鑑定評価の金額をいただいております。

したがって、低い、低いとは言いますが、それは今の周り、茂原市とかそういったところと比較しますと低いかもかもしれませんけれども、上層部と検討してきたこの価格の決定に際しては、そういった根拠を持って算出してございますので、そういった意味で、今後、近隣住民への土地価格への影響といったものは少ないものというふうに確信をしております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） それでは、調査した時点での適正価格の範囲の中だということで、この辺はそういう説明がほかの方にできますので、非常に町民の方から問い合わせが多いので。

それで、費用対効果の部分について、もう少しお聞きしていきます。

27年度4月の広報で、事業経費が6,038万円と載っていましたが、これが全て造成費というわけではないと思うんですが、造成費に比べて2,650万円ぐらい赤字になる、全部完売した場合にですね。そういたしますと、13区画ですから、1戸当たり204万円程度の赤字になるわけです。

1戸当たり200万円を回収していく、どういう方法というか、回収方法はないんですけれども、若い世代が住んでくれるのを非常に私はうれしいんですが、この辺200万円の赤字で、もしこれが完売できれば本当に次の事業につなげていくだけの利益があるかどうか、この辺の根拠があるようでないようなものですが、もう少し教えていただければと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、森川議員さんおっしゃいましたとおり、私の先ほどの答弁の中で、こういった若い世代の方々を中心として、短いスパンで考えるのではなくて、長南町に将来定住していただくという夢と希望を膨らませる次世代のステップという形で答弁したわけでございます。

この資産、仮にどうなのかということで、事務方もいろんな意味で計算してございます。日本のサラリーマン1人当たりの平均収入400万円、その中で平均的に、共働きは別といたしまして夫婦4人家族で、世帯主の旦那さんが中心だとは思いますが、住民税が1人当たり約15万円、全部完売すると、13区画でおおよそ200万円近くになります。そういった方が、45歳のマックスで購入されたとして、定年まで勤めていただくと

大体3,000万円になるという中で、その赤字部分は何とかプラス・マイナス・ゼロになるというような形で、これがどうだというわけではないんですけども、そういった中でよろしくお願ひしたいと思います。

当然、またその部分については、道路、排水部分、そういったものも公共施設がその中に入っていますので安くなっているという中で、ご理解をいただければというふうに思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 冒頭の岩瀬議員の中での、公務員体質ではなくてというお話がありましたが、この工事、44%の赤字の大売り出しなんですけれども、今そういう細かい話を聞くと、では赤字分はトントンにできるのかなということであれば、私は町が活性化になったほうがいいと思いますので、応援していきたいと思いますので、完売のほうを頑張ってくださいと思います。

それでは、要旨の3点目に入ります。

これは、非常に町民の方からお声が多いので、この発言になりますけれども、これは単なる造成事業ではなく、町の活性化施策としての事業だと多くの町民が関心を寄せております。より早く、より多くの情報提供・発信を心がけるべきだと思います。

広報9月号にも載りましたけれども、紙ベースだけでありますので、またいろんなところでこの情報がどんどん流れるようにしていただきたいと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、ご要望のとおり、ちょうど質問が来るときに広報ちょうなん9月号の原稿を作成したときでございます。

原稿の3をお見せしたわけなんですけれども、当然スピーディーな対応というような形で、現在また広報10月号で、今この議会でお話ししたような内容を10月号ですぐ載せるべく、準備をいたしております。

当然、広報ちょうなんだけではなく、ホームページ、そういった媒体を通じまして、周知のほうに心がけていきたいというふうに思っております。

ちなみに、9月号のほうで、iアプリ、スマホの中で、前回森川議員さんのほうで、すぐ探したいときになかなか見つからないというようなものも、スマートフォンのアプリで今回新しくそこから読み取っていただければ、今スマホを扱える方については、それが記録としてすぐピックアップできるようなアプリをご用意いたしましたので、ぜひそういったものも活用して、若者世代をターゲットにしてございますので、そういう方々がいろんなご活用できるのではなかろうかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） ぜひ、長南町が若者のためにこの住宅を売り出していると、そういう宣伝をお願いします。

ただ、その中で、最後の問題で一つ気になったんですが、この話をするときに、いつも米満住宅跡地とだけ広報に載っております。長南ハイランド、岩撫団地、鍛冶滝団地という名称がありますけれども、ここの団地

は米満住宅跡地団地ということによろしいのでしょうか、名称は。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） やはりネームバリューが、ある意味この分譲住宅を売る大きなきっかけになるうと思います。その関係に関しては、町長、副町長とまた今まで協議を続け、明日にも協議をする予定です。

今の原案、仮称ですけれども、一応サニータウンという形で、サニーというのはサン、太陽の形容詞形で、ぽかぽかと暖かい、非常に暖かみのあるというような形での形容詞、そういった仮称を今現在では考えておるところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） サニータウン、非常にいい名前だと思うんですが、東京五輪の話もございますので、サニータウンと名乗った瞬間に、うちがサニータウンの本家だとか、サニータウンというのも結構あると思うんで、その辺は大丈夫なように確認と、サニータウン長南とかなれば間違いはないと思うんですが。

いつごろからこの仮称がとれて、米満住宅跡地の団地と言わなくていいようになるのでしょうか。時期的にはいつごろを予定していますかね。もう売り出すということになれば、話は早いほうがいいと思うんですが。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今申しあげましたとおり、明日午前中に、町長、副町長と協議いたします。そういう中で、次の10月号の広報までには、正式名称というふうにしていきたいと事務方としては考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 速い取り組みをありがとうございます。

それでは、仮称サニータウンが売り出されて早く完売されるようご祈念申し上げて、私のほうも町にこういういい団地があるんだという宣伝を始めさせていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） これで、5番、森川剛典君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は3時25分を予定しております。

(午後 3時08分)

---

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時25分)

---

◇ 河野康二郎君

○議長（板倉正勝君） 次に、4番、河野康二郎君。

〔4番 河野康二郎君質問席〕

○4番（河野康二郎君） 議長から発言の許可をいただきましたので、3つの課題についてお伺いしたいと思います。

具体的な内容に入る前に、この一般質問に当たり、事前にヒアリングいただいた関係職員の皆様にはお礼を申し上げます。ありがとうございました。

1つ目の課題です。地方創生の取り組みについて伺います。

政府は、我が国で人口減少と高齢化が進行する中、地方創生を図ることによって活力ある社会を維持していきこうと、平成26年末に、まち・ひと・しごと創生法、いわゆる地方創生法を公布、施行しました。

この創生法制定の意義は、条文に貫かれているように、人口減少問題について国民の意識の共有を目指すこと、また政府における推進体制の整備を、長い取り組みを必要とすることから、結果が出るまで継続的に取り組むことを明らかにしたこと、そして国・地方公共団体を挙げた取り組みを明らかにしたことです。

本町では、第2回の議会定例会において、長南町地方創生総合戦略推進委員会の設置条例を可決するなど、町の重要課題として取り組みを進めているところだと思います。この持続可能な地域、町づくりに取り組む人口減少対策は、早いことにこしたことはないというふうに言われています。町一丸となった人口の自然減少、社会減少、人口移動の流れを変える手だてが求められているのだと思います。

先輩諸氏に、行政と議会は車の両輪だというふうに教えられてきました。これは、ともに町をよくすることが共通の利益だからだというふうに考えています。もちろん、この車の所有者、搭乗者は町民です。

そこで、2点お伺いします。

1つは、町の地方創生の取り組みの進捗状況と、取り組みに当たっての考え方についてお伺いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 地方創生の取り組みについてのご質問ですけれども、地方創生の進捗状況ですが、庁内組織として課長による推進本部会議を2回、また第三者機関の推進委員会を2回、それぞれ開催しております。

内容的には、住民アンケート調査と関係団体との面談による聞き取り調査を反映した、長南町人口ビジョン骨子案と総合戦略の概要を取りまとめている状況でございます。

今後の進め方、考え方につきましては、本年12月と来年2月の2回の本部会議と推進委員会会議の開催を予定しております。明確な数値目標を持って当町の特性を生かした総合戦略を策定していきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 4番、河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） 今お話にありましたように、人口ビジョンの骨子案、総合戦略の概要について取りまとめている状況だというふうにお聞きしました。

その具体的な内容、あるいは固まってお話しできる時期についてお伺いしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 具体的な内容でございます。

明日、また全員協議会のほうでも、人口ビジョンの骨子案まではまとまりましたので、その説明、それと総合戦略プラン、これについては概要という形で今取りまとめてございます。

人口ビジョンの関係につきましては、今までの国勢調査による人口ベース、それと住民基本台帳を用いまして、それぞれ町の階層別の人口、あるいは今おっしゃった自然増減、社会増減、出生、死亡、転入、転出、そういったものの分析、あるいは国勢調査以外の経済センサス、国の総務省の統計結果、そういったものから産業の現状の分析によりましての人口課題の推測等をいたしました。

それに加えて、国の機関でございます国立社会保障・人口問題研究所、通称社人研の機関、それと昨年騒がせました増田元総務大臣が座長となっております民間のシンクタンク、日本創成会議、この大きな2つの人口推計、そういったものを参考としながらの長南町の将来人口の推計等をいたしております。

そういったことで人口ビジョン、そういったものを踏まえて、総合戦略をつくりなさいというような国のほうからの策定方法についての指示等もございます。それを踏まえて、現状の人口分析、産業の構造、多々そういったものを踏まえて総合戦略。現在、総合戦略、2回ほどの推進本部会議、あるいは第三者による有識者の推進委員会の会議を経ております。

そういった中で、総合戦略の方につきましては、長南町は5つの基本目標を掲げてございます。

1つ目が、農業振興、産業振興による活力ある長南づくり、2点目が、自然環境と資源を活用した魅力ある長南づくり、3点目が、子育てを中心といたしました次世代を担う長南づくり、4点目が、確かな暮らしを実現する安心・安全な長南づくり、それと、5本目の柱といたしましては、町独自の施策事業を展開する5本目の柱を考えてございます。これが5つの基本目標、それについての概要までが、総合戦略についてはまとまってございます。

策定の時期につきましては、今、人口ビジョン、骨子案までまとまってございます。それで、総合戦略は概要なんですけれども、それとセットという形で、この12月までには骨子案をまとめ、来年12月までには完成という予定で事務事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 4番、河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） わかりました。

明日の議会の全員協議会の中で、詳しく説明のほうはお聞かせいただいて、勉強させていただきたいと思っております。

2点目の質問になります。

先ほど、私のほうで冒頭述べたように、町の地方創生に係る考え方、施策を広く町民に知らせ、声を聞いて取り組むことが大切だというふうに思います。住民参加を重視した町づくりにふさわしい、一步踏み込んだ広報、広聴活動の取り組みを行う考え方があるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 住民参加を重視した、一步踏み込んだ形としては、町内在住800人の方と転出者、転入者それぞれ100人の、合計1,000人の方々にアンケート調査を実施いたしました。さらに、若いお母さん方のグループや営農組合、商工会議所の青年会の方々と面談方式による聞き取り調査も実施したところであります。

また、地方創生総合戦略推進委員会の15名の委員は、産官学金労言などのあらゆる分野、階層の代表者で構成しております。特に、今回は、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる基本目標であることから、育児サークルなどから女性委員を5名選任しまして、女性ならではのご意見、ご要望がいただけることを念頭に置いております。このように、今回は、従来型のメンバー選任の意識、選考方法を大きく変革させて出発しているところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 4番、河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） 地方創生の成否の鍵は、法の制定意義にあるように、住民を巻き込み動かすこと。ちょっと言い方は悪いかもしれませんが、そういうことだと思います。諦めずに粘り強く取り組むことにあると考えています。そういう意味で、お答えの内容については評価します。

しかし、せつかくの取り組みです。正直言ってもったいないなというふうに思っています。全庁的な組織体制で取り組む必要があることへの考え方のもとに、戦略推進委員会の紹介がされました。一步踏み込んだ住民参加につながるためにも、変革して出発したと、そのことを、住民参加につなげるんだという認識が述べられたと思います。このことから、具体的な取り組みの宣伝等、活用、広報広聴活動として位置づけることが大切だというふうに思っています。

また、住民参加を促す広報広聴活動は、対話と協働の町づくりを実践することから、地方創生の大切な施策の一つに位置づけられるというふうに理解しています。

そういう意味で、町長もそういう理解のもとに、これからの広報広聴活動をなさるということで理解してよろしいか、お伺いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 議員のおっしゃるとおり、地方創生については、いかに町民の皆様、あるいは各分野の皆様のご提言を総合戦略に反映させていくかということが非常に大事なわけでありまして、今後もそのことに意を用いてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 4番、河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） もう一つ、追加してお伺いしたいんですけども、ある意味、今人口が減少していて、存在そのものが問われるんじゃないかと、つぶれることはないというふうには思いますけれども、そういう地方創生に取りかかる中で、ある意味、町の全ての課題あるいは施策が、地方創生の取り組みに集約をされて進めていくというような取り組みが、やっぱり必要になっていくんじゃないかというふうに考えています。

それがどうかということ、お伺いしたいということです。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 今、河野議員さんもおっしゃられましたとおり、この件につきましては第4次総合計画に関して、今までずっと町づくりとして、いかに町を活性化、発展させるべきかを踏襲して事務事業あるいはいろんな事業制度としてやってきたわけでございます。

昨年、たまたま国のほうで石破創生大臣、国のほうから地方創生という形で、法律をつくってまでこれに特化した形で町づくり、地方でもっと考えてよという形での提言がなされ、法律まで制定してやっていくということでございます。

したがって、総合計画を基軸、基盤としながら、現在、もう既に総合計画を策定してから折り返し地点、23年から32年までの10カ年が第4次総合計画でございます。今回、その折り返し地点にたまたまこの地方創生という形で、現在総合戦略プランを策定しているわけでございます。

したがって、社会経済事情の変動の中で、地方創生に特化した中でいろいろな独自案も、今、地方創生に係る各課長を中心とした本部会議でもさまざまな意見が出ています。そういったものをうまく取り込んで、創生総合戦略プランを策定していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 4番、河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） よくわかりました。

そういう取り組みが、やはり今の法の精神ともいえる一人一人の住民、町民が町づくりに参加する、そのことを抜きにやっぱり成功も達成もないんだということについて、お互いに認識できたということで、この地方創生の取り組みについての質問は終了させていただきたいと思います。

次に、地域防災についてお伺いします。

少子高齢、過疎化が進行する中で、安全・安心のための地域防災の取り組みは、自治体の基本的な課題です。

現在、地域防災を担う所管も性格も異なる消防団と自主防災組織の2つの組織について、将来を見据えた役割、位置づけを明確にしながら、組織の見直し改革、強化を図ることが必要になっていると考えています。

前者の消防団については、これまで議会、区長会などで見直し改革について議論されてきたところです。人口減少と高齢化が進み、職業、勤務地も多様化する中で、いずれ人的、能力的にも現状維持は困難になることは明らかだと考えています。見直し改革の努力は欠かせないと考えています。

一方、後者の自主防災組織は、9地域に組織され、町全体としては発展途上にあると思っています。人口減少の中であって、災害時対応を必要とする高齢世帯、独居世帯の増加の一方で、地域に精通した元気な60代、70代、80代の人材は豊富にあります。地域防災に活用しないという手はないと思います。

地方創生のさなか、自治体に何でも期待することなく、地域でできることは地域で、町と住民の役割分担により、町の維持発展を図っていくことが必要になっていると思います。

そのためにも、地域防災の強化、充実に向けて、消防団の将来を見据えた見直し改革に着手することと、自主防災組織の設置地域拡大に向けた取り組みは必要なことだと考えています。

そこで、地域防災の現状と今後の考え方についてお伺いしたいと思います。よろしくお伺いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 地域防災についてのご質問ですけれども、地域防災の中でも、消防団は、消防組織法において市町村の消防管理が規定され、同様に消防の広域化も規定されております。このことから、長生郡市広域市町村圏組合規約の共同処理事務に位置づけ、条例を制定する中で運用しております。

一方で、自主防災組織は、地域住民の日常生活の安全確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的に自主的に設立された任意の団体になります。

消防団と自主防災組織は、地域住民が主体となって、地域の火災や災害を抑制するという点では同じであります。消防団は、消防組織法に規定された公共機関であって、非常勤特別職であるのに対し、自主防災組織は、任意の組織であります。

消防団については、少子高齢化が進む中で、入退団サイクルが長くなり、運営に難しい面が出ているということは承知しておりますが、地域防災力を確保するためにも、地域の方々にご理解をいただき、現状の維持に努めてまいりたいと考えております。

また、消防団員だけに頼るのではなく、地域のことは地域でともに助け合うという、助け合いの精神に立った自主防災組織の設置も推進してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 4番、河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） 消防団の現状の維持のための手だてについては必要だということについては、私も認識しています。

あわせて、将来を見据えた見直し改革の必要性について、広域圏組合の構成団体の一員として発信することは可能かどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） それでは、私のほうからお答えさせていただきますが、過去に広域の議会議員によって、少子高齢化、人口減によって団員のなり手がいないんだというような意見ですとか、各市町村長さん方の会議においても、消防団員数について意見交換をしたということは伺っております。

しかしながら、結論からいたしまして、団員数は従来の人数と変わっていないのが現状で、今すぐに改革されるというものではございません。

国でも、昨年から公務員の消防団員との兼職に関する特例を設けまして、これは公にするなど団員確保に当たっての策をとっています。また、広域でも、団員の処遇改善をするために報酬の引き上げなどを行い、町のほうでも、団員の年齢層の引き上げだとか再入団、あるいは団の区割り変更などをお願いする中、あらゆる方法をとって現状維持に努めてきているわけですが、しかしながら、今後はさらに厳しくなることとは思いますので、郡市内全体で状況などの変化があれば、そういった機会に実態を説明してまいりたいと思います。

一市町村だけで訴えてもなかなかこれが実現するわけではございませんので、時間等はかかると思いますが、

郡内で状況変化、こういったものを見た中では、他の市町村とも連携をする中で、実態のほうは説明してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 4番、河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） そうしますと、構成団体の一員としての発信は可能だということだと思うんです。そういうふうにお答えいただきましたので、先延ばしにすることなく、現状は非常に厳しい状況にあるということについては認識をさせていただいた上で、郡内での連携なんかも含めて、早いうちからそういう雰囲気なり場をつくれるような手だてというものについては、ぜひしていただきたいと思います。

次に、今のお答えの中で、任意団体ということで、自主防災組織のほうに移ります。

任意の団体としながらも、共助の部分で大変重要な位置になっているというお答えがありました。地域防災を地域自らの手で担い、自主防災組織の設立の必要性を提起されてきたと思います。昨今の災害時におけるこういった自主防災組織の有効事例ということについては、たくさん出ています。

その必要性について認めるという立場で、自主防災組織の設立に向けて啓蒙活動を強化する考えはあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

総務課長、田邊功一君。

○総務課長（田邊功一君） 自主防災組織の関係は、やはり大規模な災害が発生したときには、公的機関の救助は時間もかかりますし、また個人の力でも限界があります。むしろ、隣近所の町内会、行政区など地域コミュニティー単位で助け合うことが一番速いのではないかと思います。

こういったことから、町で区長会における紹介ですとか、広報紙、また地域の方々が多く参加していただいている防災訓練など、こういった機会を利用いたしまして、自主防災の重要性、必要性について訴えていきたいと思えます。

また、あるいは地域のほうからの要望に応じて出前講座を開催し、設置するように推進してまいりたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） 4番、河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） 今おっしゃられたことについて、今までもやってきたことですから、ぜひやっていただきたいと思います。

しかし、受け身だけではなくて、出前講座も、そういう意味では話があって出かけていくという構造になりますので、ある意味、自治体として積極的に、自主防災組織が必要だということについて打って出るような、そういう形での活動について、ぜひ要望をして、この質問については終わりたいと思えます。

次に、小中一貫校設立についてお伺いしたいと思います。

平成27年6月、文部科学省は、学校教育法等の一部を改正する法律を公布しました。これにより、小中一貫校を実施することを目的とする義務教育学校の制度を設けるとしたことから、一貫校の姿が法律的に明らかになりました。

これまで、町は、法令制定されていないから、小中一貫校の定義はないとして、はっきりした言い方ができ

ないと、明確な一貫校の姿を提示することができませんでした。結果として、小中一貫校という言葉がひとり歩きする中で、多くの町民にとっては、経過、目標とする姿、ともにわかりにくいものになっていました。

経過をたどってみますと、町の基本的な方針としての小中一貫校型の学校を目指すのを根底に据えた、統一した対応ができ切れなかったこと、また、広報広聴活動に丁寧さを欠いたことが原因だと考えられます。

少子高齢、過疎化が進行する中で、小学校統合、小中一貫校設立は、本町が最良の施策として選択してきたものです。学校教育法の一部を改正する法律の公布により、法的に小中一貫校の定義が明確になったことを受け、これを機会として、地方創生策にも資する小学校統合、小中一貫校設立を内外に宣伝することが大切だと考えています。

そこで、2点お伺いします。

1つは、小中一貫校の定義がされたことを受けて、どのような小中一貫校を目指すのか、また、この取り組みを広報広聴活動として進める考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） 今のご質問に答える前に、現在、広報広聴活動が遅れているというような指摘もありましたけれども、今年6月に、議員さんおっしゃるように、学校教育法が改正されました。それを受けて、私たちは、もともと小学校間の連携教育、人数が少なくなったので、もう何年もやってきたわけです。

ところが、町バスを使つての連携教育が、2校間、4校間の連携教育に限界が来たということで、その後どうしようかと考えたときに、規模を適正検討委員会、この中に議員さんも入っていただいた方もいますけれども、22年、23年に取り組んだわけです。そこで、やはり委員会を立ち上げて、今度は配置についてももう少し検討したほうが良いということで、24、25年度に適正配置検討委員会というのが、やっぱり議員さんも中に入って、地域の代表で検討して、その答申が統合やむなしと、そういう中で小中一貫校について十分もませていただきました。町も、小中一貫校が良いということで、これについて設立委員会を立ち上げて、積極的に進めてもらいたいという、町長のほうに、答申が出たわけです。それを受けて、26、27年度、今年度もそうですけれども、現在行われています。

それを、私たちが願っていたのは、義務教育じゃなくて、小中一貫型をもともと願っていたわけです。ですから、文科省が6月に出たために、議員さんのおっしゃるように、6月に初めて私たちも目指すのは一貫型だということになったわけです。

ところが、それをすぐ公表するためには、一応県の了解もとらなきゃいけない。県になぜとるかという、一貫校にすると小中の免許を持った教員をそろえたり、それから校長を1人にしてしまう、教頭も1人にしてしまう、そういう問題があります。

私たちは、一貫型ですから、小中別々に、これから申し上げますけれども、きちんと組織をした中で、両方が連携を、今までやってきた連携の延長に、もっとやりやすくなるわけですので、その連携を十分にやっていきたいということで今進めますので、県の了解をとり次第、今後きちんとその辺についても広報していきたいというふうに考えています。

ちょっと前が長くなりましたけれども、議員さんの小中一貫校設立についてお答えしたいと思います。

まず、どのような一貫校を目指すのかということで、先ほどの私の話と重複しますが、小学校と中学校の9年間の義務教育を一貫して行う、小中一貫校を制度化する改正学校教育法が、本年6月に可決され、来年4月から施行されることになりました。

その形態は、1つは、一体的な組織体制のもとで、9年間一貫した系統的な教育課程による新たな学校、いわゆる義務教育学校、もう一つは、独立した小学校・中学校が9年間の系統性、ここが大事、系統性を確保した教育課程で一貫教育を行う、小中一貫型小学校・中学校、これは仮称だと思いますけれども、そういうことでは、小中一貫型小学校・中学校という、この2種類に制度化されたわけなんです。

この2つの違いは、主に、先ほど申し上げましたように、組織の面であります。前者は、義務教育学校は校長が1人で1つの教職員組織、小学校1年から中学校3年までの組織が1つになる、そういう組織であります。それから、後者は、小学校があり、中学校があつて、校長が2人いたり、組織が別々にあつて連携をしている、そういう学校であります。

本町では、後者の小中一貫型小学校・中学校を目指して、最初から目指してきましたので、これからもそれを目指していきたいというふうに思っています。統合小学校と既存の中学校の連携を深めて、義務教育9年間の学習指導と生徒指導を含めた全てですね、円滑な接続を図り、効率のよい学力向上、これはもちろんのことではありますが、中1ギャップから生じるいわゆる不登校、先ほど出ました、質問が前回ありました不登校問題等も含めて、そういう課題解決に取り組むほか、全ての教科で9年間の指導の系統を明示した小中一貫カリキュラム、この編成を今行うために取り組んでいるところでございます。

それから、小中一貫校に向け、その取り組みについて、一步踏み込んだ広報広聴を進める考えはあるかということではありますが、このことについては、現在、小中一貫校設立委員会の会議録等はホームページに掲載しているところでありますけれども、町民の方々、特に保護者の方々から、小中一貫校がどのような方向に進んでいくのか、先ほどの議員さんのご質問、見えてこないとの意見をいただいておりますので、現在、学校でそれらを活用し、直です、保護者に伝わるような方向を、ホームページだけじゃなくて、考えていきます。現在も出している、前回は出しましたけれども、出しているところであります。それから、進捗状況についてこれからも周知をしていく予定であります。

広聴活動につきましては、今現在、設立委員会ではスクールバスの非常に大きな問題を時間をかけてやっていますが、それらも含めて小中一貫校にかかわるものについて、住民説明会という形で捉え、皆様から直接意見をいただいきたいというふうに考えているところでございます。

長々と答弁させていただきましたけれども、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 4番、河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） お答えをいただきまして、目指す小中一貫校についてはわかりました。

ただ、非常にわかりにくかったということで、先ほど私なりの分析をさせていただきましたけれども、経過を私も正直言って調べさせていただきました、さっきも言ったように、非常に統一性を欠いているような言葉も出てきているんです。だから、そういうことで非常にわかりにくかったんだというふうに思います。

当初から、小中一貫校型の学校を目指すということについては、流れからすればわかるんです。わかるんですけれども、そういうことがあつてわかりにくかったということですから、そういうものの考え方を広報広聴

活動ということできちんと知らせていくべきではなかったのか。例えば、住民なり学校関係、保護者の人たちに、そういう機会をきちんと統一性を持って設ければよかったのではないかというふうに、経過を見て思いました。

その上で、せっかくの英断の施策です。その上に立って、少人数小学校教育への不安からの、町外へ就学するというようなそういう希望なんかも出ていたりしました。そのことが回避できると思います。それから、独立した小・中学校で9年間の一貫教育をやる、そういうことをこの町で子供を育てたいという、そういうふうにする長所として明確に打ち出して、これは失礼ですけれども、繰り返しになりますけれども、これまでのわかりにくい小中一貫校方針から、理解し、誇りに思える本町の教育体制、そういうものに変えるためにも、広報広聴活動というのは重要じゃないかというふうに考えているということで、一般的に委員会とかなんとかでやればよいということだけではなくて、先ほどの話ですと、例えばPTAの会議に出て説明をする、町のほうで出かけて行って。そういうことなんかもやっぱりやっていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。

これから、住民説明会等の開催を行うということですから、そういう視点で説明会の開催等を行うんだというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） この問題は、非常に町民の方々の関心はもちろんそのとおりであります。最大の関心事だということで、町も最重要課題と位置づけて取り組んでいただいているわけであります。ですから、これはよくわかります。

しかし、今まで取り組んできた中で、決まらないことをこうしていきたいと流したために、それが決まったことのように流れて行って、今度こうしますと発言したら、何を言っているんだと、今までこうだったじゃないかとすごいことになってきたわけです。それが、住民説明会、一貫校を進めたいと住民説明会をやった、各学校で、4小学校へ出かけて行ってやったときに、そういうようなことが出たわけです。

ですから、その後、やはりこうしたいというのは流し方が難しいので、ある程度方向が決まったら、これはもう隠すことじゃありませんので、積極的に、議員さんのおっしゃるように、いろんな手を使って流していく。積極的に出ていけば一番いいんですけれども、一々教育委員会を出さなくても、校長や教頭がその分説明できるように、今、課長を中心に、校長にも、それは教育委員会がやっていることだとか言って、そういう答弁をしないでくれということで、少し校長にもハッパをかけて協力していただいているところです。

ですから、校長としても、自信を持ってこういう方向で町は進めていますということをみんなに言えば、町民も安心すると思うんです。それが、いや、よくわからない、教育委員会が進めているので、教育委員会に問い合わせしてくれというような答弁をすると、何が起きるか、町民が不安になります。保護者も不安になります。では、教育委員会が勝手に決めているかということになりますので、そういうことがないように、今後広報活動というか、そういうのが大事だ、議員さんのおっしゃるように大事だと思いますので、そういう方向で進めていきたいというふうに思います。

○議長（板倉正勝君） 4番、河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） 法律の裏づけもできて、町の方針も固まってということですから、統一した説明ができるわけですので、積極的にぜひ進めていただきたいと思います。

その上で、これからの設立に向けたスケジュールについてお伺いしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） それでは、設立に向けたスケジュールということでお答えしたいと思います。

統合小学校開校に向けたスケジュールにつきましては、主に校舎建築関係のハード面、それと教育課程、校名、校歌、校旗、あるいはスクールバスの運行経路等のソフト面があるわけでありまして。

ハード面の校舎建築につきましては、設計施工一括発注方式を採用しております。本年10月の提案を受けまして、町小中一貫校建設事業審査委員会、仮称ですけれども、こういう委員会を経て受注者を決定し、3カ月程度の詳細設計を設けた後、今年度のうちに工事の着工を予定しております。完成は、28年末の見込みで、4月の開校までの3カ月間、これで移転作業等を行う予定ということになっております。

また、ソフト面のうち、スクールバスの経路につきましては、現在、小中一貫校設立委員会で協議をしておりますので、27年度中に経路案をまとめ、28年度早々に住民説明会を開催し、意見をいただきたいと考えています。

そのほか、学校の中核であります教育課程につきましては、町教育研究協議会というのが、教職員の連絡協議会がありますけれども、その中で十分検討していただいております。進めていますが、それについて決まりましたら、先ほどのようにある程度公表していきたい。それから、校名につきましては、もう既に昨年実施しました町民の方々の校名募集結果に基づきまして、28年度に関係条例の整備を行う予定ということになっております。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 4番、河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） これからいろいろな意味で、ハード面については、検討というよりも、もう実質的に進んでいくと思うんですけれども、ソフト面については、それぞれいろんなところで審議をしていくというふうなことをおっしゃられました。

審議検討をする際に、前回のわかりにくいところの総括としてなんですけれども、設立委員会があります。設立委員会で審議検討をそれぞれ分担するんだとしたら、この課題についてはここで審議検討をもらうというような区分けをきちんとしていただいた上で進めていただく、そうすれば、町民に対してもわかりやすいし、そういうことでぜひ進めていただきたいと思いますというふうに思っています。

それから、もう一つ、設立後一定期間を設けて検証を行っていただきたい。要するに、特にソフト面ですけれども、デメリットや、あるいは実証してみても克服しなければならないようなものが発生してくると思います。そういうものについて、一定期間を設けて検証するような機関を設けて行っていく考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） それでは、ただいまのご質問にお答えします。

まず、分担してということですが、これは現在分担して進めています。いろいろな分担をしながら進めています、それを最終的には設立委員会のほうで確認をしていただき、それが決まれば公表できるということになるというふうに思います。とても、分担しないと終わらないということになりますので、一斉に進めているところであります。

それから、検証する段階とありますが、私たちは、現時点で最良の方法をこうだと考えて進めています。ですから、実際にバスの運行にしても、教育課程にしても、進めたらいろんな課題が出てきます。そのときに、やはり保護者を交えたりPTAを交えたりしながら、あるいは学校協議員なんかも交えたりしながら改善するということが、積極的に改善することはしていきたい。そのように、今後、だから固定ではないということ考えていただければありがたい。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 4番、河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） 一定期間を設けた検証、そういう意味では検証機関を設けてやっていただきたいという意味は、そういうことなんです。それぞれ、その都度、いろいろな場所で検討していただくのは結構なんです。総体をやっぱりきちんと総括、検証するためには、一定期間を設けて検証機関の中できちんと検証することが必要だと思いますので、そういう意味で申し上げましたので、もう一度お願いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁をお願いします。

教育長、片岡義之君。

○教育長（片岡義之君） そういうことは非常に大事だというふうに思いますので、できるだけそのようにしていきたいというふうに考えます。

○議長（板倉正勝君） 4番、河野康二郎君。

○4番（河野康二郎君） 以上で、私の質問については終わりますけれども、1つだけ、広報広聴活動に私がこだわったのは、国の法律も確かにそうです。法律というのは、ある意味そのことにきちんと責任を持つのは、法律をつくった国ではなくて、投げかけられた地方自治体だというふうに思うんです。

そうすると、そういう中で、やはり地方創生は、一人一人の町民を巻き込むことが鍵なんだというふうなことも、法律の中では触れられています。そのとおりだと思います。それを実践するのはやはり地方自治体であるし、あるいは私たち議会だというふうに思いますので、そういう意味で、今までの、例えば審議委員会を設けて、そこで代表が来ているからそれが一つの住民参加だよというふうなことに終わるのではなくて、例えば地方創生の大きな課題や施策をやる際には、その説明をするような概要のパンフレットを作成したり、あるいは先ほどの地方創生の会議、いろんな方を招いて審議をするというふうになっていますので、そういう方たちの考え方を直接住民が開けるような場を設けるとか、そういうようなことについてぜひお願いをしたいということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） 要望でいいですね。

○4番（河野康二郎君） はい。

○議長（板倉正勝君） これで、4番、河野康二郎君の一般質問は終わりました。

---

◇ 丸 島 な か 君

○議長（板倉正勝君） 次に、11番、丸島なか君。

〔11番 丸島なか君質問席〕

○11番（丸島なか君） 11番議席の丸島でございます。

最後の質問となり、お疲れのことと存じますけれども、議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきます。今回も、町民の目線での質問でございます。どうか誠意ある答弁をよろしく願いいたします。

まず、1点目の地方創生について、他の議員さんも行っておりますので、かぶるかもしれませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

地方創生に向け、政府が本年度中の策定を各自治体に求めている地方人口ビジョン、また地方版総合戦略について質問いたします。

まず、町長は、地方人口ビジョンと地方版総合戦略に対して、どのような指示をされたのかお伺いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 地方創生についての人口ビジョン、地方版総合戦略に対してどのような指示をしたかというご質問ですけれども、人口ビジョンにつきましては、急速な少子高齢化の進展や人口の減少に歯どめをかけるため、若者の転出状況や就業人口の動向を的確に捉え、町の産業構造を明確に分析、解析するなど、実態に沿った形で策定するよう指示したところであります。

また、地方版総合戦略につきましては、人口ビジョンを十分踏まえた中で、町の活性化に直結させるべく、交流人口の増加と町の地域特性、地域資源を生かした斬新なアイデアを盛り込んだ内容を取り入れるよう、それぞれ指示したところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） それでは、2つ目の、地方人口ビジョンの本町における現状と課題について、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 人口ビジョンの本町の現状ですけれども、人口の現状ですけれども、1985年以降、1万1,640人をピークに人口減少が続き、2010年までの5年ごとの減少率は平均4.8%と、右肩下がりとなっております。

国の機関である国立社会保障・人口問題研究所の試算によると、2040年には、町の人口は5,166人になると言われており、そうなれば長南町が誕生した昭和30年の3分の1近くまで減少してしまうということになってまいります。

過去の本町の性別年齢別人口構成の形状を見た場合、1980年当時は、ピラミッド型、いわゆるつり鐘状の形状をなしておりました。低年齢層から生産年齢別人口層の形状がほぼ均衡しておりました。人口分析の観点からは、バランスのとれた、一番安定した形となっていたわけであります。

人口形態ですか、これは私もいつも気にしているところなのですが、今後は、地方総合創生戦略を進めていく中で、人口形態もバランスのとれた形に再生できるよう、努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 次に移りたいと思います。

バランスのとれた形ということで、次は、地方版総合戦略の本町における現状と進め方について、お伺いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 人口ビジョンを分析していきますと、この構造的な課題の解決には長期間を要することは否定できず、仮に短期間で出生率が改善されても、出生数は容易に増加せず、人口減少に歯どめをかけるには数十年を要するものと思われまます。

そうしたことを踏まえまして、総合戦略については、既に地方推進本部会議や地方創生推進委員会にて取り組んでおりますけれども、今後も引き続き年間スケジュールに沿って、27年から31年度までの5カ年計画の策定を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 今回の地方創生で、町に来た金額がお幾らでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 地方創生の先行型事業というような形で、昨年度末2,800万円が地方創生の交付金という形で国から交付されております。

それで、そのうちの1,000万円を地方人口ビジョンと地方版総合戦略をセットとする策定事業の業務委託経費として、現在予算執行しております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） それでは、先ほどといたしますか、2回ほど会議を開催したということでお聞きをしておりますけれども、具体的に何をどのようにするか。ちょっとかぶっちゃうかもわかりませんが、よろしくお願いたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） この関係につきましては、先ほどの河野議員さんのほうからも出ておりますけ

れども、この関係については、昨年11月28日に、まち・ひと・しごと創生法が公布されて、国のほうについては、もう既に12月、5カ年の長期人口ビジョン、それとまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されたところでございます。当然、町におきましても、これは全国的なんですけれども、この創生法の第10条の規定に基づきまして、策定の義務づけがされてございます。

そういった中で、今年度中には、地方創生の交付金をいただく中で、特に若者の人口動向、あるいは町の産業における就業人口のあり方、そういったものの調査分析をいたしまして、それで将来人口を推計した長南町の人口ビジョンを策定いたします。

それを踏まえつつ、その内容をよく反映した形で、町の地域資源を生かし、町の将来を活性化させるために、今度は明確な業績の目標数値、これはいわゆるK P I数値といわれていますけれども、今度は効果測定、そういったものも物差しとして設定しなければいけないというふうにも国のほうからも指示されてあります。そういったものを町の総合戦略版に組み込んでいくという形になります。

先ほど、町長の答弁にございましたとおり、これについては5カ年計画ということで、27年度から31年度までの5カ年計画でございます。そういった効果測定につきましては、当然P D C Aサイクルに基づきまして、事業検証、効果測定をして、進行管理が図られるということで、今までの計画書よりもその実効性といったものが高められるのではないかとございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 地方創生については、本当に人口減少で学校も1つになるというようなそういう事態にまでなっておりますけれども、地方創生は、平野町長におかれましても、一丁目一番地のことと思います。また、町のシンクタンクの皆様が集まって会議をしていることと思いますので、よりよい話し合いをして、よい方向にしていっていただきたいことをお願いして、この地方創生についての質問を終わらせていただきます。次の、大きい2点目として、交通弱者対策についてお伺いたします。

まず、デマンドタクシーの運行拡大についてでございますが、現在の利用状況をお伺いたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 通称デマンドタクシー、予約乗り合いのタクシーの利用状況でございます。

平成24年10月からこれについてはスタートしておりまして、26年度の利用状況につきましては、運行日数244日、利用者数は7,713名でございます。前年度25年度につきましては、運行日数同じで、利用者数7,391人というようなことで、対前年度比322人の利用者増員というような形で、4.3%の上昇ということでございます。以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 人口減少の中、4.3%上昇しているということは、やはり導入した価値があったということだと思います。

そこで、お伺いをいたしますが、現在のデマンドタクシーの運行ですけれども、月曜から金曜日までということになっておりますけれども、土曜日まで拡大してほしい、また8時半から4時までの運行時間帯を、せめ

て5時までにはしていただきたいという声がございます。町として、平日以外の土曜日の運行形態の拡大、また時間枠の拡大の考えをお伺いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） これにつきましては、土曜日、日曜日あるいは年末年始の休日、あるいは運行時間の拡大ということの要旨だと思います。

これにつきましては、当初のスタート、土曜日あるいは日曜日、そういった祝祭日につきましては、ご家族の方が在宅されているというようなことで、土日につきましては、そういった家族の方がお医者さんに連れていたり、あるいはお買い物に同行するというような形で、できるだけ当初はタクシーのご利用を控えていただくというようなことで、それについては公共交通ということですから、民業を圧迫しないことを最優先にしてきた経緯がございます。

そういった実情をご理解していただきまして、その後、こういった形で社会情勢が大きく変化してきたのであれば、そういった動向に注意を払いながら、この内容について決めていくことにつきましては、町に地域公共交通活性化協議会で全てその具体的な内容が検討され、決定していくこととなりますので、そういった中で今後考慮していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） やはり高齢者の方は、お医者さんに行く機会がどうしても多くなります。病院等も6時とか6時半まで行っておりますので、4時という時間ですとかなり厳しく、せめて5時までにしてほしいということです。これは、タクシーを利用する方も、またタクシー会社からもそういう声も聞いております。

また、若い人と同居している方はよいでしょうけれども、高齢者2人だけで生活している方もたくさんおられますので、前向きな検討をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 検討していただきたい。

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） それも、先ほどの運行利用の拡大と同様に、今後の公共交通活性化協議会でそういったものも含めまして検討していければというふうに考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） それでは、障害手帳を持っていても何のメリットもないという、そういう声もあるわけです。これは、例えばJRだとかバス会社とかは、障害手帳を持っておられる方は料金を値下げをして利用できるわけですがけれども、こういうことに関しては町としてはいかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 身体障害者の方々につきましては、現在1級から3級の障害区分に応じて、障害の程度の重い方につきましては、年齢制限といったものを設けずにご利用いただいております。ご利用している障害者の方々、さまざまな対応があると思います。しかしながら、デマンドタクシーに乗るということは、ある程度自分自身で自力で乗降ができないと、実際には利用は無理であろうかと思えます。例えば、弱視の方は利用できる、寝たきりの方はご利用はやはり困難であろうかなというふうに思います。

そういうことで、健常者の方につきましては、65歳以上、身障者の方については年齢制限を設けていないということで考慮していることで、ご理解をいただければというふうに思います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 次に移りたいと思いますけれども、巡回バスの運行についてお伺いたします。

最初に、過去2年くらいの利用状況をお伺いたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） 過去2年間の巡回バスの利用状況でございます。

25年度の利用者の方は6,340人、内訳は、大人3,355人、児童・生徒が2,985人。26年度は利用者数、全体で5,021人、内訳といたしましては大人2,516、児童・生徒が2,505人でございます。

そういったことで、利用者の半数の方が児童・生徒ということで、地区別では西地区の利用の方が多く、25年度は4,837名、26年度は3,587名ということで、全体の7割以上を占めているというような状況でございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 町民の皆さんの声として、さまざまな意見がございます。どうしてもなくさないでくださいという切実な方もあれば、誰も乗っているのを見たことがない、また空気を運んでいるのか、やめたほうがよいのではとか、さまざまな意見がありますけれども、町としては、これからの巡回バスの存続をどう考えておられるのか、お伺いたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） これからの巡回バスの存続でございます。

巡回バスの存続につきましては、やはり交通弱者、そういった方々の空白地を解消するために、平成24年10月からデマンドタクシーによる新たな交通手段の確保、それでこれからの巡回バスの利用状況については、総合的に勘案しながら検討していかなければならないというふうに考えています。さらにまた、小中一貫校の関係で、小学生の通学バスといったような兼ね合いもまたあろうかと思えます。

さまざまな三者三様、いろいろな既存バスの路線との接続の関係など、これから具体的に巡回バスをどうするかというような方には、さまざまな要因が多岐にわたってございます。

したがって、そういったものを総合的な見地に立って、これらの存続のあり方をこれから模索、検討していくというようなことで、これも協議会のほうでまた検討していくというような形で進めさせていただけれ

ばと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 存続のあり方を模索、検討していくということで、今答弁をいただきましたけれども、現在の巡回バスを、デマンドバスというものがあるわけですが、デマンドバスに変えるというような、そういう考えはないのか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長、田中英司君。

○企画政策課長（田中英司君） これは、丸島議員さんの一步先を進んだお考えだろうと思います。

要は、今巡回しているバスをもう一回り小さくするというような形で、例えばこの地域に合うような7人乗りとかワンボックスカー、そういったようなデマンドバスを検討してみてもというような、建設的なご意見だと思います。

今ある既存バスの、時間ごとの最大利用者数あるいは巡回経路の再検討、そういったものも含めて、またそれについては、当然現状課題といったものも再度推し進めて、民間のバス事業者の民業圧迫といったものもまたいろいろと発生してくると思います、新たな形でですね。

先ほど来、言っていますけれども、そういったものも含めて、協議会のほうで検討していければというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） デマンドバスは、デマンドタクシーよりもちょっと大き目の、同じ方向で、要請があったところにぐるっと回って連れていくという、運行するというようなそういう形のデマンドバスということですので、よろしく願います。

それでは、次に移って、いすみ市のシャトルバスについてお伺いいたします。

いすみ市のシャトルバスにつきましては、今までの経緯を少しお話をさせていただきます。

いすみ市のシャトルバスが、いすみ市を巡回して広域農道を通り、ノンストップで茂原駅まで1日5往復をしております。地域の皆様からシャトルバスの停留所を……。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なかさん、これは質問にございませんので。一般質問には入っておりませんよ、これ。

○11番（丸島なか君） 通告してありますので。

○議長（板倉正勝君） 通告、こっちは入っていませんので、私は許していません、それは。

次、進めてください。

○11番（丸島なか君） その中でやっていただきたいということだと思いましたがけれども。

○議長（板倉正勝君） ではなかったですね、それは。

○11番（丸島なか君） ああ、そうだったんですか。

○議長（板倉正勝君） 次、進めてください。

○11番（丸島なか君） ああ、そうですか。

何かちょっと不備があって申しわけありません。この中でやってくださいということで、そういうふうになっていたものですから。すみません。

では、最後の質問に移りたいと思います。

学童保育について、利用日数に応じた料金設定についてお伺いいたします。

学童保育は、正式には児童クラブといますけれども、町の社会福祉協議会のほうが中心となって、授業が終わった後、低学年の児童が多いと思いますけれども、各小学校に迎えに行き、6時30分まで面倒を見ていただいておりますけれども、規則なり要領などあるかと思っておりますけれども、町民の方から相談を受けました。

週1日で月4回しかお世話にならないのに1カ月分、1カ月分というのは大体20日間お世話になって、月謝といたしますか、1万円を支払っているわけですがけれども、週1日で月4日間なのに1万円を払わなくてはいけないのですか、もっと安くしていただけないでしょうか。

また、最近では、1日しか行かなくても1カ月分の料金を支払った、こういうふうな相談がありました。やはり、これは利用日数に応じた料金設定をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） それでは、丸島なか議員さんの質問にお答えします。

児童保育についての中で、利用日数に応じた料金設定をということになるかと思っております。

通常の利用される方は、1年間を期間として毎年度申請をいただいております。この申請に基づき、利用者数を把握して、相談員を配置しておりますので、この利用期間中、結果的に1カ月のうち1日しか利用しなかった場合でも、1カ月分の利用料をいただいております。

しかしながら、月の途中で退所の届けがあった場合や、事前に当分の間利用しないという申し出があった場合の利用料については、現在明確な規定がありませんので、保育所の例に倣い、月の途中で退所する場合は、日割りの利用料とする。事前に利用しないという申し出があった月については、利用料をいただかない。1カ月の中で限られた日数でしか利用しない場合は、一時預かり制度というものをつくりましたので、これを利用いただくといった方向で、要綱、要領で明確にして運営してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（板倉正勝君） 11番、丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 日割り料金、また一時預かり制度ということでやっていただけるということで、前向きな答弁をいただいております。ありがとうございます。

長南町に住んでよかった、また住んでいてよかったと町民の多くの皆様に言われるような、そんな町にしていきたいと、このように思っております。

今後ともご協力をよろしくお願いして、全ての質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） これで、11番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

○議長（板倉正勝君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

明日16日は、議案調査等のため、休会いたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

明日16日は、議案調査等のため、休会とすることに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（板倉正勝君） 17日は、午後1時半から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 4時45分）